

## 議 事 日 程 （第 1 号）

令和 2 年 6 月 19 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 令和元年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 議員派遣の件
- 日程第 6 一 般 質 問
- 日程第 7 議案第 29 号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 30 号 東白川村税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 31 号 東白川村固定資産審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 32 号 東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 33 号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 34 号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 日程第 13 議案第 35 号 令和 2 年度東白川村一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 36 号 令和 2 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 37 号 令和 2 年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 38 号 令和 2 年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 39 号 令和 2 年度東白川村下水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 40 号 令和 2 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 41 号 令和 2 年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 42 号 財産の取得について
- 日程第 21 同意第 10 号 東白川村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占め  
ることを要しない場合の同意について
- 日程第 22 同意第 11 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 23 同意第 12 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 24 同意第 13 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 25 同意第 14 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 26 同意第 15 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 27 同意第 16 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 28 同意第 17 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 29 同意第 18 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 30 同意第 19 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 31 同意第 20 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第32 同意第21号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第33 同意第22号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第34 同意第23号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第35 同意第24号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第36 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

(追加日程)

- 日程第37 議案第43号 東白川村常勤の特別職職員の令和2年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例について

---

---

#### 出席議員（7名）

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

---

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	神戸誠
参事	桂川憲生	総務課長	今井明德
村民課長	安江修治	産業振興課長	伊藤秀人
地域振興課長	村雲修	建設環境課長	有田尚樹
教育課長	安江任弘	保健福祉課長	安江透雄
診療所事務局長	河田孝	会計管理者	今井英樹
監査委員	安江弘企		

---

---

#### 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局  
書記 居石浩之

---

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから令和2年第2回東白川村議会定例会を開会します。

現在の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番 今井美道君、6番 桂川一喜君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの6日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月24日までの6日間に決定しました。

---

◎例月出納検査結果報告

○議長（樋口春市君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

令和2年6月19日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井美和。

例月出納検査結果報告。

令和2年2月分、3月分及び4月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 令和2年2月分、3月分及び4月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和2年3月26日、4月23日及び5月27日。

3. 検査の結果 令和2年2月末日、3月末日及び4月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上です。

○議長（樋口春市君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

---

◎令和元年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（樋口春市君）

日程第4、令和元年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、提案者の報告を求めます。

会計管理者 今井英樹君。

○会計管理者（今井秀樹君）

令和2年6月19日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村長。

令和元年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により、令和元年度東白川村繰越明許費を繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

この件につきましては、3月議会に提出しました補正予算の中で繰越明許費についても議決を頂いているところでありますが、今回、地方自治法の規定により、改めまして財源を含めて報告させていただくものです。

1枚はねていただきまして、令和元年度東白川村繰越明許費繰越計算書。

一般会計。

1款1項、事業名、CATV情報基盤施設上位回線冗長化事業、金額4,656万5,000円、翌年度繰越額4,656万5,000円、国庫支出金2,323万8,000円、村債1,660万円、一般財源672万7,000円。これにつきましては、補助金の交付決定が2月中旬であったため、工期を確保するため繰り越した経費となります。

8款2項、事業名、防災安全交付金事業、金額1,876万円、翌年度繰越額845万3,000円、国庫支出金514万3,000円、村債290万円、一般財源41万円。これにつきましても柏本橋耐震補強補修設計委託の経費となります。

9款1項、事業名、災害対策費事業、金額385万円、翌年度繰越額385万円、国庫支出金175万円、

一般財源210万円。これにつきましては、ハザードマップ更新において県の基礎調査及び地権者との調整に時間を要したため繰り越した経費となります。

計、金額6,917万5,000円、翌年度繰越額5,886万8,000円、国庫支出金3,013万1,000円、村債1,950万円、一般財源923万7,000円。

令和2年6月19日提出、東白川村長。以上でございます。

**○議長（樋口春市君）**

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、令和元年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

---

**◎議員派遣の件**

**○議長（樋口春市君）**

日程第5、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

**○議会運営委員長（桂川一喜君）**

議員派遣の件、次のとおり議員を派遣する。

派遣名、可茂土木との懇談会。目的、産業の活性化に資する。派遣場所、東白川村内。期間、令和2年6月24日。派遣議員、議員全員。

以降、項目名を省略し、順に説明いたします。

三市一村議会委員会合同会議幹事会、下呂市、郡上市、中津川市との交流に資する。下呂市、令和2年7月8日、安江健二、桂川一喜。

市町村議会議員セミナー、議会議員の研さんに資する。岐阜市、令和2年8月28日、議員全員。

以上となります。

**○議長（樋口春市君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

---

### ◎一般質問

#### ○議長（樋口春市君）

日程第6、一般質問を行います。

通告者は5名です。

通告順に質問を許可いたします。

5番 今井美道君。

〔5番 今井美道君 一般質問〕

#### ○5番（今井美道君）

村長任命を受けた監査委員ということで2年間、一般質問を自粛しておりましたので幾分緊張しておりますが、通告に従い、AEDの外部設置と増設、命をつなぐ講習についてを一問一答形式で質問いたします。

心室細動などの心停止は、国内における主な死亡原因の一つで、1日に約200人の人が心臓に原因がある心肺停止で救急搬送されています。その中には、ふだん健康に過ごして事前の症状や兆候もなく、突然発症するケースは決して少なくなく、老若男女問わずいつ誰に起きるか分からないのが心停止の怖さです。

そういった心停止に効果を発揮するAED（自動体外式除細動器）ですが、近年ではAEDが普及し多くの場所で見かけるようになりました。心停止からほんの十数分の対応で、命が助かる可能性、また一命を取り留めたとしても対応が遅くなるほど後遺症が残る可能性が高くなります。心停止の疾病者が発生した場合は、一分一秒でも早く使用することが非常に重要です。

この効果は世界で認められており、今後はそのAEDをできるだけ早く確実に使用できる環境をつくっていくことが求められています。日本救急医療財団のガイドラインによる施設、高齢者の多い介護福祉施設、学校、公共施設などだけでなく、現在はコンビニ、スーパー、企業などでも設置されており、都市部では数分の範囲内に設置され、誰もが必要なときに持ち出せる状況にあります。

ここで1つ目の質問をいたします。

東白川村が設置しているAEDの設置施設と設置場所、屋内設置であるか屋外設置であるのか、持ち出し対象者が一般に向けているか、施設閉鎖時には利用可能か、お伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

今井美道議員の質問にお答えいたします。

村内にあるAEDの設置場所と使用状況についての御質問でございます。

現在、村内には15か所の施設にAEDが設置されており、リース、購入、寄贈で整備しています。設置場所はいずれも屋内となっており、電極パッド供用でAEDの本体側のほうで大人と子供を切り替えるタイプのものが10台、電極パッドを大人用と子供用に付け替えることで両方に対応するものが4台、大人専用のものが1台の内訳になっております。

使用対象者や利用可能時間は設置した施設ごとに異なっておりますので、それぞれについて御説明申し上げます。

最初に、電極パッド供用でAEDの本体のほうで大人と子供を切り替えるタイプですが、道の駅茶の里東白川では新世紀工房の事務所に一般対象として設置してあります。防災センター、はなのき会館、総合グラウンドはその施設の利用者を対象に設置しております。小学校、中学校、みつば保育園は職員室にありまして、職員及び園児、児童・生徒を対象にしております。小学校と中学校の体育館には、利用者を対象に設置してあります。また、白川茶屋には来店利用者を対象に設置してあります。

次に、電極パッドを差し替えるタイプにつきましては、役場の正面玄関に日本赤十字社から寄贈されたものが一般対象として設置してあります。保健福祉センターは一般対象、診療所は老健の利用者、五加サロンはサロンの利用者を対象に設置しております。

神土ふれあいサロンにつきましては大人用が設置してありまして、施設利用者を対象にしております。

利用につきましては、役場は宿日直がありますので24時間、365日いつでも持ち出し可能でございますが、ほかの施設につきましては、一般対象でありまして施設の中に設置してありますので、開店している間や施設の利用時間だけにAEDの使用が限られているのが現状でございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

ありがとうございました。

今、15台設置してあるということをお伺いいたしました。詳細についてはまた資料などで頂けるとありがたいかなあというふうに思っております。

この状況に併せ、現在の東白川村の救急体制について少し述べさせていただきますと、可茂消防事務組合の東署、白川町にございますけれども、そのうちの東白川分遣所、常時3名の勤務であり

ます。高規格救急車が1台、救命士原則1名の勤務となっております。救急車到着時間というのは、全国平均8.7分、可茂消防事務組合平均が12.5分、東白川村分遣所、平均15分となっております。東白川分遣所の救急出動回数は179件でしたが、そのうち佐見地区、黒川地区、その他の白川地区への出動が93件と半数以上が白川町への出動であります。当然ながら、患者さんの病院への搬送が全て終わるまでは救急対応がすぐできないという状況であり、また付け加えますと、昨年度、東白川分遣所の救急車が救急対応中で白川町から出動した救急車が対応した事案も9件ございます。

ここで2つ目の質問をいたします。

こういった状況の中で、命をつなぐAEDの必要性は都市部より非常に高いと考えますが、AEDを建物内部でなく外部設置で影響のない既存のものを、一般の方々にいつでも使えるように、外部への設置に切り替える自治体も増えてきておりますけれども、その実現性と村民の方々が数分で取りに行ける場所を検討し増設を図るお考えはないか、お伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

AEDの屋外設置とその増設についての御質問がございました。

議員御指摘のとおり、AEDは患者の状態を自動的に判別し、音声で必要な事柄を伝えてくれますし、取扱いも音声で説明をしてくれますので緊急時に有効な機器であると言えます。

販売代理店に確認したところ、屋外設置も可能であるという回答を頂いております。また、リース品についても、盗難保険もリース料に含まれているということを確認いたしております。

これらのことを考慮し、全て屋内設置していましたがAEDについて、一部を屋外に暑さ寒さに対応する専用の保管箱を設置して管理するなどの方法を検討してまいります。ただし、すぐに台数を増やすことは予算の関係から難しいので、現在保有しているAEDの設置場所を再編成する形で対応を検討してまいります。

また今後、村全体の設置計画を見直し、せめて消防の拠点施設5か所には一般用を外部設置ができるよう検討を進めてまいりたいと考えております。以上で答弁とします。

〔5番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

ありがとうございます。

前向きな御検討を頂きました。外部設置の件についても、いろいろ調べていただいて、問題点というのがやっぱり暑さ寒さ、これに対応し得るボックスに入れないとやはり本体が傷んでしまうという点もしっかり調べていただきましたし、あとはリース品であるということで盗難保険も入っていただいているということ、この辺りも調べましたけれども、盗難の心配というのが結構皆さん心配されるかなあというふうに思いますけれども、リースを行っている業者を何社か調べてみました

けど、今ネットなどで中古販売というのが規制されておる対象品になっていますので、盗難はほぼないということでした。

東白川村のAEDは、先ほどお話がありましたけれども、電池やパッドの管理も含めて多くはリースということで、購入というものも幾つかあるわけですが、価格的には幾らほどか分かりますでしょうか。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

AEDの価格でございますが、リースにつきましては月額、5年間のもので約4,900円ほどのリースになっておりますし、8年間ですと4,500円ぐらいのリース金額になっています。購入につきましては30万円ぐらいの金額と聞いておりますけれども、本日は資料を持っていませんのでお許しください。以上であります。

〔5番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

リース料も1台あたりおおよそですけども6万円ぐらいということでございますし、屋内に今置いてあるボックスでは屋外は対応できないということで、ある程度中の機械に影響がないもの、外部設置の寒さに耐えられるもの、熱に耐えられるものということだと当初の予算は多少かかるということが想定されますけれども、コスト面ということで考えても、リース契約、1台増えても6万円年間増えるということ。命をつなぐ施策としては十分に見合った金額かなというふうに考えますので、先ほどありましたような施設ですね。そういったもの、例えばですけども、道の駅、役場、防災センター、保健センターなど、こういったところの内部にあるものについては役場の外、玄関外に置いていただいて誰もがすぐ取っていける状態にさせていただくことによって東白川村の取組、命を大切に、すぐ取れると。どこの施設のところも外部設置のものが玄関先に置いてあると、こういったものはやっぱり村として取り組んでいくのにはいいのではないかとというふうに考えますので御検討いただいて、設置場所の検討いただけるということですし、先ほどありました消防団のコミュニティー、こういったところにも置いていただけるというようなお話もありましたし、あとは大明神であるとか西洞であるとか、ちょっと空白地になるようなところも検討していただいて、消防のポンプ庫、詰所、消防関係のところに行けばAEDがあるよということを村民の方も分かりやすいですし、消防団関係者は講習も受けていますので手に取りやすいというメリットもあるかなということも思いますので、まずは移設をしていただくことと検討いただくこと。

また、あと増設についても御検討を頂きたいというふうに思っておりますし、ちょっと先ほど述べましたけれども、東白川分遣署の119番後の到着時間というのは15分ということでございます。平地区の分遣所からそれぞれの村民の方の御自宅、職場、出先などへは5分で行けるところ、30分

近くかかるところ、また白川町からの救急車を待つという可能性もありますので、こういった場合にはまだそれなりの時間が足されるということになってまいります。

心停止などの場合には、救急車が到着して救急車でヘリの離着場まで搬送しないとドクターヘリが使えないということになりますけれども、それまでの命をつなぐというのが先ほどのAEDということになってまいります。ここでちょっと、5年間でドクターヘリが東白川村に何回ぐらい離着陸したのかなということも調べてみました。5年間で20回使用されております。内訳として、はなのき会館に13回、五加運動場に1回、中川原水辺公園に1回、村長が施策としてつくられた越原上に4回、親田には1回ということになっております。

この施策は1,000万、2,000万かかったとしても、村民1人の命が助かれれば物すごく大きな成果であったというふうに思っておりますので、命をつなぐすばらしい施策であったというふうに思います。この金額も合わせますけれども、先ほどの予算もちょっとかかるからということで、なかなかすぐには増やすことはできないよということでしたけれども、ここにAEDを持ち出しやすく誰もが簡単に取っていけるということにしますと、今以上にヘリポートの活用まで、命をつなぐということにつながっていくと思いますが、増設、移設、もっと早急にやっていただくというお考えについて、もう一度村長にお伺いをいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

その重要性ですとか、今議員から御指摘いただいたような村民の大切な命を救うための施策ということで、非常に重要度の高い事業という認識は持っておりますので、早速、先ほど答弁しました配置計画ですとか外へ出すための計画を練って、その後議会のほうへ提案をしてみたいと思います。とんでもない大きなお金がかかるわけではございませんので、スピード感を持って対応したいというふうに思います。

〔5番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

ありがとうございました。

いつ、どこで、誰が心停止するか分かりません。大切な家族、友人、同僚を救うのは現場に居合わせた人ということになります。119番通報を行って、1次救命処置、これは心肺蘇生とAEDの使用のことを申しますけれども、勇気を出して行うかということで救命率、社会復帰までの間に大きな差が出てきます。やはりAEDが身近にあって、また設置場所を把握していても、一度でも講習を受講したり接した経験がなければ難しいというふうに思います。心肺蘇生とAEDの取扱いを学ぶ講習というものが幾つかありますので少し御紹介をさせていただきます。

私たち消防団員が3年ごとに受講している普通救命講習Ⅰ、これは3時間でございます。実技と

知識の確認テストをこれに含みます普通救命講習Ⅱ、これは4時間でございます。小児に特化した心肺蘇生、これは保育園などの勤務者であるとか小学校低学年の先生方とか、こういった方に特化した心肺蘇生法などを学ぶというものでございますけれども普通救命講習Ⅲ、こういったものがございます。修了証を発行されませんが参加証明書が発行される、主に小学校高学年、中学生が受講対象の救急入門コース（90分）、こういったものもでございます。また、地域の防災訓練などの際の簡易なAED講習（60分）などがございます。

ここで3つ目の質問をいたします。

消防署へ依頼すれば、それぞれの人の立場や意識に向けた講習が受講できますが、行政に関わる職員はもとより命を守る施策として、広く、また強く村民の方々に働きかけることが重要と考えますけれども、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

お答えをします。

いざというときに、救急車が到着するまでの救急救命を行うことが生存確率が高くなるということとは、各種のデータから明確に示されております。

議員御指摘のとおり、幾ら設備を整えても、使える人を育成しなくては宝の持ち腐れとなります。現在、消防団員や役場の職員はほぼ全員講習を受けておりますし、神土と五加のサロンの従事者、そして保育園では職員が今御案内がありました普通救命講習Ⅲを、また会社等にお勤めの方は会社等で講習を受けている方も多くあると推察しております。

こうして考えますと、村全体で考えますと消防団で受けた方が大変多いということもあって村民の30%ぐらいが講習を受けていただいているのではないかと推察いたしますが、受講者が増えることは大変大切なことでございます。役場の職員も新しい職員が増えてきておりますので、まだこの講習を受けていない職員もおるわけで、まずは普通救命講習Ⅰから実施し、AEDの操作ができるように年度当初から指示をしていたところではございましたが、現在は新型コロナウイルス感染症予防の観点から、消防署員の救急救命講習は可茂消防事務組合としては中止という状況でございます。したがって、村の新人職員には感染防止に留意をしながら、3日間の講習を受けた指導員の資格を持った保有者が5人役場にはおりますので、こういった指導員からAEDの使い方講習を行って緊急事態に備えてまいりたいと考えております。また、先ほど御質問があったAEDの配置計画を進めるとともに、取扱講習会も順次行ってまいりたいと考えてございます。

この事態、いわゆるコロナ感染症の事態が終息して消防署員による講習が再開された折には、総合防災訓練や地域の行事の中で時間を割いていただいて、自主防災会を中心に講習会等を行い取扱いの技能の普及を図ってまいりたいと考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

ありがとうございました。

やはり今村長がおっしゃったように、コロナ禍の中で早急に講習をとということではございませんけれども、年間を通じて命をつなぐ講習ということを村民の方に伝えていっていただく、村民の方がいつでも持ち出せる環境を整えるという件において、使用できるということ、効果を示した上で設置場所の広報と使っていていいですよということの周知、村民の多くがAEDの効果を知識として持っていていただくことが大切な家族や友人、職場の同僚を助け得ることができるという意識を持っていただける施策を期待して、質問を終わりたいと思います。

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

〔4番 今井美和君 一般質問〕

○4番（今井美和君）

通告に従いまして、一括方式にて質問いたします。

新型コロナウイルス感染症対策、保育園、小・中学校における現状と今後についてを質問いたします。

新型コロナウイルスはまだワクチンがなく、ウイルスの特徴などまだはっきり分かっていない感染症です。厚生労働省のホームページのQ&Aから2つほど例を挙げますと、新型コロナウイルスはハエや蚊を介して感染しますかの問いに、気温の上昇に伴ってハエや蚊の発生も増えてきますが、これまでのところ新型コロナウイルスがハエや蚊を介して人に感染した事例は見つかっていませんと書かれております。そしてもう一つ、食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染することはありますかの問いに、新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は飛沫感染と接触感染であると考えられています。2020年5月1日現在、食品を介して新型コロナウイルスに感染したとされる事例は報告されていませんと書かれています。感染しませんとか、問題ありませんではなく、まだ分からないのです。

3月14日、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案が国会で成立し、4月16日には全国に緊急事態宣言が出されました。国の方針、県の情報が日一日と変わる状況下で、その対策等に行政は大変なことだったと思いますが、感染拡大は落ち着き5月14日に岐阜県を含む39県について解除されました。村は今日まで感染した方はいらっしゃいませんが、全国ではまだ昨日70人、うち東京では41人と、第2波、第3波と来る可能性があり、まだ予断を許さない状況だと思います。私たち一人一人、感染予防にマスクの着用、手洗いの励行、消毒等、さらなる予防対策が必要と考えられます。

6月から学校が始まり、体育館等施設が開放されました。子供たちが安全・安心して保育園、小・中学校へ通えるよう、どのような感染予防の対策をしているのか伺います。

次に、3月から休校し、子供たちの学習能力面、健康面がコロナが終息した今からいろいろ問題

が出てくると思います。細やかな対応をお願いしたいと思いますが、休校中、村ではCATVを使った授業、タブレットを使った遠隔授業が行われました。その成果とこれからの課題を伺います。

○議長（樋口春市君）

教育長 神戸誠君。

○教育長（神戸 誠君）

お答えします。

新型コロナウイルス感染症の状況については、緊急事態宣言が全国的に解除されてからまた少しずつ感染者が増加してきている現状です。岐阜県におきましても、6月に入ってから約1か月ぶりに感染者が出て、その後も少しずつ感染者が出てきておって、拡大につながらないか心配される所です。

そんな中、もし子供たちが感染したとしたら、それは行動範囲の広い大人からうつされたものというふうと考えられますので、子供が一番の犠牲者かなというふうに思います。その犠牲者である子供が発症前だったり無症状だったりして、学校や保育園にやってきて感染が広がってしまうとさらなる犠牲者を出すこととなります。念には念を入れて、感染及びその拡大リスクを可能な限り減らす策を継続的に実行していく必要があると考えます。

今井議員の御質問の1つ目、保育園や小・中学校ではどのような感染予防策を講じているかということについてお答えしますと、まずは役場が積極的に早い時期から感染予防のために園や学校のために備品を注文、調達したことが上げられます。発注したものは、保、小・中全ての子供1人につきマスク50枚、それから施設の拭き上げ消毒に使用する消毒液、手指消毒用アルコール、非接触型体温計、それに滅菌型加湿器でした。これらは保健福祉課が中心となって早期に業者に発注をかけたことで、まだ休校期間中の5月の連休明けにはもう備品がほぼそろい、学校再開前にゆとりを持って学校や保育園、家庭に配付することができました。さらに、第2弾として子供たちの登校とか登園に間に合うように不織布でつくったエプロンとかフェースシールドを配付しました。

次に、園、学校で実際にどのような感染予防の指導がなされているかを説明します。

学校や園での指導としては、県の学校再開ガイドラインに沿った対応をしています。その中で特に有効なのは、チェックシートを使っての毎日の点検です。例えば、授業中は十分換気するとともに、休み時間ごとに対角線上の2方向以上の窓を同時に広く開けて換気を実施したかとかいうような学校での生活場面に即した点検項目のほか、体調不良を訴えた生徒への対応とか教職員の健康管理に関するチェック項目など、30項目以上をきめ細かくチェックするようなシートを使っております。

このほか、本村では朝の登園、登校時に子供全員の検温を行いますし、小・中学校では健康チェックカードの確認を行っております。また、スクールバスの運行については窓を開けての運行や、運行前後の消毒拭き上げなどの対策を講じています。

しかし、どうしても密状態になる場面が出てきます。園、小学校では保護者による送迎を依頼するニュアンスで文書を発出して、多くの保護者の協力を得ております。保育園でも学校でも、1人

ずつ机と机の間隔を空けた状態にしています。中学校では、今現在は元の状態に戻したそうですが、以前はホームページ教室そのものを臨時に特別教室とか別の空き教室のほうに変更するなど、密集状態の回避に取り組んでいました。また、小・中学校ともトイレや階段を学年ごとで使用場所を指定して、人が集中しないようにしております。給食については会話はしないようにという指示の下、保育園は各教室で机を離して、小学校はランチルームで、従来の対面式から全員同一方向を向いての食事としています。配膳についても職員で対応しています。中学校では、密集を避けるためにランチルームからちょっと移動した隣の棟にあります家庭科の調理室を使って給食を取るというようなこともやっておりました。これは現在、元に戻したということは聞いております。

次に2点目の御質問、休校中のリモート学習の成果と課題について、お答えします。

まずCATVの利用については、保育園も小・中学校も実施しました。保育園では「パプリカ」をはじめとするダンス、小学校では先生からのメッセージとか授業、中学校ではいろんな教科で授業を実施しました。

CATVを使った授業は、中学校では4月21日から数学、国語、音楽の授業を皮切りにして、5月21日までの約1か月に8日間、延べ33こまの授業を行いました。小学校では4月23日の校長先生の挨拶とか歯磨きの人形劇、本の紹介など、先生方からのメッセージを皮切りに5月18日までの間に4日間、延べ23こまを行いました。小学校の狙いは、授業というよりも臨時休業期間中に学校とのつながりを子供たちに意識づけするということが主でした。

また、4月30日には、中学校の数学の授業でCATVとタブレットを併用して同時に使いながら授業を行うと、そういった新しい試みも行うなどバージョンアップを果たしております。

次に、タブレットを使った授業ですが、タブレットを使ったリモート授業というのは本来、本年度は予定していませんでしたが、新年度になってからも休校が続くことが分かった4月7日には、この機会に一度試験的にやってみようということになりました。

具体的には、本年度導入予定だった中学校の1人1台のタブレット使用に向け、新たに16台をリース導入し、4月15日に各家庭のWi-Fi状況を確認し、16日からセキュリティー設定とかタブレットのアプリ設定などを行って、4月28日に全中学校の家庭に配付しました。そして4月30日、先ほど紹介した数学の授業で初めてCATVと連動してタブレットを使う授業を実施しました。

タブレットを使った遠隔授業については中学生だけでの実践でしたけれども、数学、英語、社会、国語などの教科の学習のほか、生徒会の学校再開に向けての生活づくりのキャンペーンにも使用しましたし、アンケート調査や連絡にもタブレットを使用しました。小学校では、1人1台のタブレット配付は行いませんでしたが、5月22日には全校が一堂に会さなくてもオンラインで集会を行えるようタブレットの設定を行い、5月25日の学校再開日には各教室とかそういったところでオンラインで集会を行いました。

以上のような取組を行ってきましたが、果たしてどれだけ学力がついたかという成果についてはまだこれからの検証を待たねばなりません。しかし、学校からのメッセージや映像がないよりはるかに子供たちの興味関心を引きつけることができ、映像による先生との出会いとか再開を楽し

むことができました。先生方にとっては、この機会にタブレットのアプリの操作方法などを研修することができて、いい機会になりました。

小学校の狙いは、授業というより臨時休業中、学校とのつながりを意識づけることが主でしたので、子供たちの反応は、CATVで何度も放送されるので見逃しがあっても後から見ることもできたとか、新しい先生のこと分かってよかったとか、自分の学校の先生が話しておいて何かいつもの学校の授業のような感じがしたとか、タブレットを使った授業は提出期限があったので自分のペースで勉強できてよかったとか、誰が課題を提出しておるかしていないかというのがすぐ分かるので、一緒に学習している感じがしたとか、体操のやり方を動画で見ることができたので、プリントで絵の解説を見て体操するよりは大変よく分かって楽しくできたなど、プラスの意見が多くありました。

しかし、中には考える時間が短く取ってあって、やり切らないうちに授業が進んでいってしまったとか、それから教科書を用意してと先生が言ったんですけども、まだ用意できていないのに授業が進んでしまったとか、やっぱりリアルタイムのことじゃないのでどうしてもそういうことが出てきます。また、質問ができないので答えが合っておるかどうかわからない不安に思うときがあったとか、そういった声もありました。リアルタイムで質問できるとよかったという声も出てきました。

これらはCATVの授業だけでなく、タブレットを使った授業でもリアルタイムということとはちょっと今の段階ではできていない状態です。今回、タブレットの授業では、前も紹介しましたが、ロイノートというアプリケーションを使って、このアプリだとプリントに書き込んだものを写真に撮って、それを先生の元へ送って先生がそれをだあっと集めて、それぞれの生徒のところを送ったりとか一覧にして見せたりとか、そういったことが容易にできるんですけど、リアルタイムに生徒の顔を映しながら、先生の顔を映しながらテレビ会議室のような授業というのはちょっと今の段階だと操作が難しいということです。内蔵するアプリによって一長一短があるということです。

今回、タブレットを使った授業が主でしたけれども、今後リアルタイムで話ができるようなアプリを使用して教育相談のような活動ができ、子供たちの心のケアがしやすくなるというふうに考えております。

Wi-Fi環境が整っていない家庭がまだ4軒ほどございますけれども、村のほうで環境を整えてルーターなどを貸し出しするとか、そういった支援をすればさらにタブレットの活用方法が広がってくるんじゃないかなというふうに考えておるところです。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

御返答いただきました。

まず1つ目、感染予防対策について、細かく説明していただきました。早い段階で判断され、いろいろな備品を調達できたことはとても素晴らしいことだと思います。子供たちが安心して勉強で

きる場所、遊べる場所であるために、ワクチンができるまではガイドラインに沿った対策を今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

文部科学省が学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというものを出版してありまして、これが「学校の新しい生活様式」というのを出版してあります。6月16日、3日前にまた更新されてありますが、このマニュアルの中に書いてある言葉ですが、新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会をつくるためには、感染リスクはゼロにならないということを受け入れつつ、感染レベルを可能な限り低減させながら教育活動を継続していくことが重要と書かれてあります。

まだまだ今後も続くコロナとの共存、子供たちに友達同士密にならないように指導、そして先ほど教育長が言われたチェックシートの点検、アルコール消毒、除菌など徹底することは大切なことですが、これが今だけでなくこれからずっと続くとなると先生方の負担も大変になるのではないかと思います。ワクチンができるまでは正しく恐れて生活していくことが大切ですが、現場の先生方の負担等は大丈夫か、お聞きします。

次に、CATVを使った授業、タブレットを使った遠隔授業について説明していただきました。

初の試みで大変だったと思ひますが、学校とのつながりをしっかり保てていて、子供たちが安心して学校へ通えるようにできたことはとても評価できることだと思います。タブレット、中学校は1人1台、間に合いました。手探りで始められましたが、学校としては取りあえず成功、成果が得られたと判断されていると思ひます。このような事態がまたいつ来るか分かりません。

中学校はありますが、小学校にも1人1台と思ひますが、その件について1つ質問ですが、12月に文部科学省がGIGAスクール構想というのを出版してあります。GIGAスクール構想とは、令和時代のスタンダードとして、学校ICT教育を整備し全ての子供一人一人に最もふさわしい教育をととして、Wi-Fi環境の整備補助、タブレットの購入補助、ICT指導体制の支援などがあります。

岐阜県内でも、今回の新型コロナウイルス感染拡大防止での休校で、タブレット教育やICT教育が大切だということでこの企画に手を挙げている自治体があります。村は既にICT環境の水準は高いですが、GIGAスクール構想についてはどうお考えか、お聞きします。

#### ○議長（樋口春市君）

教育長 神戸誠君。

#### ○教育長（神戸 誠君）

最初の先生方の負担感はどうかという御質問ですが、確かに朝から帰りまでコロナに気を遣いながらの教育活動になって、今までなかった取組、対応がプラスされているわけですから負担感はあると思ひます。

その中で、授業においては3密の回避に気を遣いながら進めていくことについて、これは続けていけば次第に先生方も慣れてくると思ひますので授業については心配はしてありません。あと検温とか消毒等の手間ですけれども、確かに大変ではありますが、これも子供の数が少ないので検温に

については何とかかなと思いますし、消毒作業等も掃除の時間に子供たちにも拭き上げ消毒を手伝ってもらおうということも考えられますし、中学校では用務員さんとか空き時間の職員、また小学校では用務員さんとかスクールバスの運転手さんとか、フリーの職員で何とかやっていけるというふうに考えておるところです。

もし今後、消毒作業など学校の衛生作業を整える人員を国や県の予算で雇うというような事業が立ち上がれば、ぜひ乗っかきたいなどは思っております。

次に、GIGAスクール構想への参加のことについてですけれども、今のところ、結論を先に言いますと参加は考えておらない状態です。といいますのは、本村ではタブレットのほか従来からのコンピューターも含めると、小・中学生、子供1人に1台のICT端末機があって、GIGAスクール構想を既に実現してしまっておると言えばそういう状態にあるということです。

タブレットに限っていいますと、小学校には39台で、実質3年生以下の人数分については不足しておるわけですが、低学年のうちは今現在ある普通のコンピューターを使つてのインターネット閲覧等で十分対応できるかなというふうに考えております。

GIGAスクール構想に乗って小学校3年生以下にもタブレットを行き渡らせようとするすと、タブレット本体の半額の分については補助金が出ますが半分は持ち出しが必要ですし、通信費とかアプリのお金もまた自前になってきます。これだと、現在まで本村が取り組んできたNTTとの通信契約による端末機レンタルリース方式よりお金がかかることになってしまつて、GIGAスクールに参加したほうが高がついてしまうということです。今回は参加は見合わせようと考えておるところです。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

御回答ありがとうございました。

ワクチンができるまでは気が抜けない状態が続きます。今後とも、感染予防対策をしっかりと行い、子供たちが安心して通える保育園、学校になるよう御尽力を頂きたいと思つています。

これもちまして私の質問を終わります。

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

〔2番 安保泰男君 一般質問〕

○2番（安保泰男君）

通告に従ひまして、一問一答方式で、複合災害時の避難所の対応について質問をさせていただきます。

この梅雨の時期における大雨、あるいはゲリラ豪雨を控え、また飛騨地方を震源とする地震が続いている中、新型コロナウイルス感染症、災害発生を懸念する声が高まつてきております。

県は5月11日に災害時、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐためにつくった避難所運営のガイドラインを公表されていますが、ここで1つ目の質問としまして、村としては避難所に対して、新たな避難所施設をつくるのか、転用施設を増やすのか、どのように対応をされるのか伺います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

安保泰男議員の御質問にお答えさせていただきます。

新たな避難所をつくるのか、転用施設をつくるのかといった内容でございます。

現在の避難所につきましては、公共施設や地域集会所を含めまして34か所を指定しております。内訳は、神土に18か所、越原に10か所、五加には10か所です。地震災害のときには、どの避難所も開設可能でございますが、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域、俗にイエローゾーン、レッドゾーンと言われるものですが、その中にある避難所もありますので、大雨などで土砂災害が懸念される場合には神土で12か所、越原で6か所、五加で4か所で22か所の避難所となります。

御質問では、新型コロナウイルス感染症防止のために県が示した避難所運営ガイドラインに沿った場合に、人と人との間隔の確保を図ると収容人数が減るために、その対応をどうするかといった御趣旨かと思えます。

村といたしましては、新しい避難所に指定する施設は現在は予定はありません。予算や今後の維持費を考慮しますと、新しく避難所となるような施設の建設も予定はしておりません。避難所で3密回避は非常に難しいことだと思っております。県のガイドラインでも、2メートルの間隔を取るよう示されておりますし、そうしますと避難所の収容人数は大幅に減少することになります。

その対応としまして、段ボールによる間仕切りとかパーティション、1区画を4つに区切るようなパーティションを設置して個人の空間とプライバシーを保護しつつ感染防止を図ってまいりたいと思っております。また、段ボールなど簡易なベッドとか、消毒液や非接触型の体温計、ゴーグル、フェースシールド、防護服などを購入しまして、県が示すガイドラインに沿った避難所運営に努めたいと思っております。

また、大きな災害が起こった場合に、大規模化、長期化も考える場合には、学校の教室開放ということも視野に入れなくてはならないと思っております。

もし、避難所で発熱の方があった場合には、別の施設に移っていただいたり別の部屋に移動してもらいなどの配慮を行いたいと思っております。

警戒レベル3の避難準備、高齢者等避難開始が発令された場合には、要援護者や高齢者の方には自主避難所として越原センター、はなのき会館、五加センターを開設しまして、早めの自主避難を呼びかけることなども含めましてコロナ対応の避難所運営を行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

今の御回答の中で関連してきますけれども、新型コロナウイルスに限らず災害時の避難所での3密を避けることは難しく、一度避難所に行ったとしても、その後自宅待機または親戚の家や車中泊、こういうものが避難所として認められるのか、お伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

自宅待機や親戚の家、車中泊が避難所として認められるかという内容だと思います。

6月の自治会長配付で、土砂災害への注意喚起を行うチラシと、平成25年に作成しましたハザードマップを全戸配付させていただきました。ハザードマップにつきましては、本年度、詳しい情報を入れて再発行させていただきます。

今回は、配られたハザードマップの中で土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域には黄色とか赤とかグレーの色がついております。この区域にお住まいの方につきましては、避難勧告や避難指示が発令された場合、速やかに避難していただくことが非常に重要だと思っております。

今回配付したチラシの中でも、皆さんお住まいの地域が黄色や赤、グレーといった色に入っていない場合、ホワイトゾーンというふうに呼んでおりますが、ホワイトゾーンの方につきましては3密を避けるために自宅待機、自宅避難ですとか、垂直避難といって自宅の2階などがある場合は高いところ、2階に避難していただくというような避難をお願いしております。また、イエローゾーンやレッドゾーンでない親戚の方の家とか、頑丈な造りの建物に移動することも有効だと思っております。車中泊については、県のマニュアルでも推奨されておられません。しかし、3密回避や避難所生活が長引いた場合には非常に有効ということですから、避難所付近のグラウンドや駐車場につきまして確保するように村の避難所マニュアルにも規定しております。

村民の皆さんには、自分が住んでいる自宅がハザードマップでどの区域に属しているのか、避難所に移動する場合、危険な箇所はどこなのか、いざというときにどこへの経路で移動するのか。またはホワイトゾーンの方で警戒区域外の場合は、自宅でどういうふうに避難するのか。親戚などで安全な場所があればどのように避難するかなどを家族の方で話し合ってください、住んでいる場所に合わせた最善の方法で災害にお備えいただきたいと思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

いろんな細かい具体的な御回答を頂いておりますけれども、その中で1つ、3密に併せて、避難所が幾つあったとしても最悪避難所までたどり着けない場合、あるいは施設が何らかの事情で使えないような場合に、今おっしゃられた避難所以外に空き家の利用というのは考えてみえるのか、そ

の点をお伺いしたいです。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

空き家につきましては、村のほうでも調査しておりますけれども、所有者の方とか御許可いただけない場合もありますし、危険で今すぐというふうに、すぐ使えるわけではないので、現在のマニュアルの中では空き家の活用というのは入れておりませんのでお願いいたします。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。

いろいろな形の避難所ができると思いますが、この場合、避難所が幾つかに分散した場合、避難所の避難民の居場所あるいはその場の健康状態のチェック、人数チェックなどはどのように管理されるのかお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

現在の土砂災害等の想定される場合で、役場職員が行っている場合には防災体制を組みまして、職員が避難所のほうに伺っていろいろな手続等をさせていただいたり、チェックさせていただくようなことを考えておりますけれども、大規模災害であった場合はその範疇にありませんので、そこにつきましてはマニュアルがありますので、それに沿って運用してまいりたいと思っておりますのでお願いいたします。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

それでは3つ目の質問としまして、最悪、災害に遭遇し避難所生活を余儀なくされる場合、支援スタッフの体制です。

今までのように、災害が起きると全国からのボランティアが来ていただいたり集めたりされるわけですが、これがなかなか今の時期、今後の時期、支援が限られて負担増になってくるのではないかと、そういうふうなことが考えられます。このような事態を想定して、避難所の支援体制とともに復興支援体制がどのようになるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

ただいま議員から御指摘いただいておりますとおり、災害ボランティアは3密回避の観点から今までの災害のように募集を行うことは困難と考えております。また、災害規模が大きくなった場合、役場も被災する可能性がありまして、職員も被災者となることも考えられます。

そうした場合、一定期間役場の機能が著しく低下することも考えております。村としては早期の機能復旧に努めますが、その間は村民の皆さん一人一人が自覚を持って活動していただく必要があります。

村の避難所運営マニュアルでは、災害発生後1日をめどに避難者と村、施設管理者が協力して避難所運営委員会と運営班を組織し、避難所利用者全員による自主運営を目指すこととしています。ここには自主防災会の方が中心となっていただくことを想定しております。村民の皆さんの御協力が不可欠でございます。

その後、役場機能の復旧に合わせて、連携を取って避難所運営に徐々に移っていくようになります。ふだんから、自らの命は自らが守るといった意識を持っていただきたいと思います。

次に、復興体制でございますが、村は災害協定を結んでいる自治体や団体がありますので、応援体制を行うこととなります。また、国、県への支援の依頼、自衛隊への災害派遣で対応が進んでいくこととなります。

大災害でも、被災した職員も時間がたてば徐々に出勤してまいりますと本格的な復興が始まっていくと考えております。これらの応援体制が整うには時間もかかりますので、先ほど申し上げましたように、自らの命は自ら守るという気持ちで地域の皆さんが力を発揮していただくこととなります。

災害が少ない年が続いておりますけれども、今回の新型コロナウイルス感染防止、これを契機にしまして、特に家族で避難についてであったり危険箇所であったり、被災した場合の相互協力などについて話し合っていたいただきたいと思います。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

災害というものは、いつどこで、どういう条件で発生するのか分からない状態でございますけれども、避難所に対して必要不可欠な備品など備えることは可能でございますけれども、いざ災害状況が変化した場合、今おっしゃられたように人員の確保、その体制が変わってくると思います。その時点で分からないことが災害であり、またそのためにも支援スタッフの一時的なメンバー体制、情報収集体制を一時的ではなくて2次、それから3次の体制を整えていくのが必要だと思います。

こういう場合、村民の災害対応に安全・安心な体制をつくり官民一体となって進めていただきたいと思います。

続きまして、次の質問で、新旧診療所施設周辺の今後の活用についてお伺いをいたします。

五加地区に新設されました診療所の運営も順調と思われませんが、新診療所の東側プールの跡地や西側の山口工業（株）工場横の村有地、これらが今空き地、いわゆる雑草地になっており街道からの見た目も悪い状況にあります。また、平地区の旧診療所、老健施設はまだ使用可能な状況であれば、先ほども質問に出ました避難所か何らかの施設として活用されるのか、古く維持管理費負担増で解体撤去されるのか。

以前、移設時に説明はありましたが、この社会情勢の変化に伴い、この周辺2か所の活用は今後どのように活用されるのか、再度お伺いいたします。

**○議長（樋口春市君）**

村長 今井俊郎君。

**○村長（今井俊郎君）**

この御質問には、私からお答えをさせていただきます。

五加地区の診療所東側のプール跡地、それから山口工業様横の村有地の活用方法、また旧診療棟老健施設の活用方法についての御質問でございます。

御指摘の用地については、草刈りが十分でなく大変御迷惑をおかけしておると思いますが、最初に、まず新しい診療所付近の活用計画について御説明をします。

東側のプール跡地を含め名古屋商科大学様から寄附された土地については、医療福祉ゾーンの再構築地帯として位置づけをしており、現在使っているせせらき荘等が老朽化した場合の移転候補地、特にプール跡地のところについては防災用、あるいはドクターヘリが下りることができるいわゆるヘリポート離着陸場としての整備を具体化していきたいと考えております。

次に、山口工業様横の村有地は農地であります。将来、駐車場が必要あるいは村営住宅の建設用地等について活用できる可能性があったということで、土地開発基金で購入をしておる土地でございます。

ここにつきましては、昨年3月に示されました可茂消防事務組合の施設整備計画では、消防署の東白川分遣所が今年の3月で築後37年を経過し、更新について検討を要する時期というふうに位置づけされております。令和4年度で40年を経過するというところでございます。この検討について、可茂消防としては、現在地は狭小であり白川町の黒川地区や中川地区もカバーできる用地がないか、私のところへ御相談がございました。

私としては、今御質問もありました診療所の移転と合わせて旧診療所の跡地をお勧めしました。しかし、今言いました黒川地区や中川地区のカバーのことを考えて、新しい診療所の付近を希望されましたので、ただいま御質問があった山口工業様横の用地を図面等、あるいは現地をお勧めしましたところ、消防長、総務課長が図面や現地を確認され、これを前向きに検討するという事になっております。

更新の時期は大分後ではございますが、計画の中には入ってございますので、用地取得等は予算が許せば早めに進めてもいいということが前の消防長のお話としてございました。これが今年の3

月でございます。4月で消防長が交代をされましたので、先日ほかの案件で、新しい消防長がお見えになりましたので、この話ももう一度確認をさせていただいて今後話を詰めてまいりたいということに思っております。

次に、旧診療所についてでございますが、これは建物については診療棟と旧病棟と分けて考える必要がございます。旧診療所は特に使い道はないことと、特段制限もないので解体撤去の方向で検討をしております。旧老健については、療養型病床に改修したときの起債の償還中でございます。未償還元金が955万4,000円ほど残っております。あと16年ほど償還期間があります。したがって、これを壊してしまうということができません。現在は、診療所の倉庫として位置づけをしております、これをほかの用途に簡単には変更ができないという状況でございますので、将来的に高齢者関係の福祉あるいは医療施設としての利用の可能性を探ってまいりたいと思っております。

ただし、緊急避難的に2階部分を避難所としての活用、あるいはコロナウイルス関連で発熱者の隔離場所、隔離避難ということには緊急避難的には届出をするだけで使えるというふうに考えてございますので、この利用については非常に有効と考えております。したがって、あまり経費をかけずに維持していきたいというふうに考えてございます。

先ほど、旧診療所の部分は解体と申し上げましたが、この解体にも相当な費用が必要となりますので、旧老健施設の利用等も併せ、有効な利用方法について財源の確保等時間をかけて検討し模索していきたいかなと、こういうふうに考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。

大変有効な活用方法が見いだされればと思っております。今後も、元気な村として継続することを望みまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

ここで暫時休憩とし、11時5分より会議を再開いたします。

午前10時55分 休憩

---

午前11時05分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3番 安江健二君。

〔3番 安江健二君 一般質問〕

○3番（安江健二君）

通告に従いまして、ただいまより一問一答方式にて質問させていただきます。

内容は、東白川村国保診療所及び介護老人福祉施設の移転開設後の運営等についての質問をさせていただきます。

昨年10月13日に村民の大きな期待を受けた東白川村国保診療所と介護老人福祉施設が移転開所されて、約8か月が経過をいたしました。東白川村国保診療所運営状況で、平成30年度と令和元年度の最大患者数を比較しますと、平成30年度は1万139人であり、令和元年度は1万269人となり130人の増、また1日平均で見ますと平成30年度は38人であり、令和元年度は39人と1名の増加となっています。

それでは、第1の質問をさせていただきます。

令和2年度の東白川村国保診療所の現在における外来患者数及び診療費の状況につきまして、お伺いをします。また、外来患者数については、他町別についてもお伺いをいたします。

**○議長（樋口春市君）**

診療所事務局長 河田孝君。

**○診療所事務局長（河田 孝君）**

安江健二議員の御質問にお答えをします。

まず最初の質問でございますが、外来患者数と診療費の状況でございますが、患者数につきましては、平成30年度と比較しますと年間で130人ほど多い、今御説明があったとおりでございますが延べ1万269人となりました。また、それに伴う外来収益でございますが、令和元年度につきましては、決算前ではございますけれども平成30年度と比較しますと264万3,000円ほど増の7,674万7,000円余りとなりました。

特に、診療所が開所しました11月5日以降の外来患者数は前年と比較しますと、11月は4日間の休診というのがあったために6人の減でございましたが、12月には135人の増、1月は42人の増、2月は39人の増、3月は92人の増となり、新診療所移転の影響をうかがうことができると思います。

なお、令和元年度の外来患者数は1か月平均で855人余りとなりましたけれども、今年度につきましては4月が790人、5月が731人となりまして、新型コロナウイルスの影響で診察を控えられる方が増えたことや長期処方を実施したことなどにより外来患者数が減っていると考えられ、コロナ禍の影響が色濃く表れた結果となっております。

御質問いただきました他町別の患者数でございますけれども、11月から3月までに初めて診療所にかかられた患者、いわゆる初診の方は、白川町黒川地区の方が182人、黒川地区を除く白川町の方が18人、中津川市付知町の方がお一人と、その他といたしまして里帰りなどでかかられたという方が5人という結果となっております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

**○議長（樋口春市君）**

3番 安江健二君。

**○3番（安江健二君）**

ただいま事務局長からお答えを頂きました。収益が非常に上がっておるということで、非常に努

力をされてみえるということがうかがえます。

当初から予想に上がっておりました白川町黒川からの来院ですけれども、これにつきましても182名ということでたくさんの方に来ていただきましたが、この方が定着をされているのか、それともどうかということをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○診療所事務局長（河田 孝君）

先ほど申し上げました人数につきましては、あくまでも初診の初めてかかれる方の人数でございますので、その疾病等の内容にもよると思いますけれども、1回で診療所に来られたのが終わりという方もあれば、そこから通院が始まるという方もあります。そうしたことにつきましては、ちょっと申し訳ありませんが、追跡調査というものはしておりませんのではつきりとは分かりませんが、1回お越しになられて通院される方につきましては、黒川で安江医院さんにかかれていた方がそのままこちらに継続されたという方も何人もありますので、引き続き利用していただいておりますものというふうに考えてございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

白川町の黒川の患者の方ですけれども、安江医院がないということで、非常に大事にしなければいけない患者さんだと思います。そういったことで、新築できれいな診療所、親切で明るい対応により患者様に再び来ていただけるように、スタッフの方々のさらなる努力をお願いしたいというふうに思います。

東白川村老人保健施設の運営状況で、平成30年度と令和元年度の利用状況を比較しますと、平成30年度は5,146人であり、令和元年度は4,832人で314人の減となっています。これにつきましては、旧所から現在の場所への引っ越しによることの要因かと思われます。また、1日平均の利用者数は平成30年度は14.1人であり、令和元年度は13.3人で0.8人の減となっています。これにつきましても、要因は前述と同様のことと思います。

介護老人保健施設の定義にありますが、介護老人保健施設は要介護者であって主としてその心身の機能の自主回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設となっています。非常に難しい言い回しですが、要約をしますと老健施設の目指すものは在宅復帰であり、そのためのリハビリ、在宅療養支援であると思われます。

しかし、その先にあるのが人生の終末であり、施設における終末期による利用者のみとりも起きてくることと思われます。

そこで第2の質問ですが、以上のことを含めまして、老人保健施設の運営状況についてお伺いをします。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○診療所事務局長（河田 孝君）

それでは、第2の質問ということで、老健施設の運営状況についてということでございます。

介護老人保健施設の運営状況についての御説明をいたします。

老健につきましては、新診療所となって定数がまず15床から16床となったわけでございますけれども、延べ利用者数を比較しますと、先ほどお話があったとおりでございますが平成30年度と比べ年間では314人の減となり、これに伴う老健収入については年間で453万7,000円ほど減収となりました。述べ利用者数を月別に見ますと、昨年でございますが、7月には67人の減、9月に46人の減、10月に41人の減、11月には90人の減と、夏場以降、軒並み利用者数が減っております。幾つか原因が考えられるわけでございますが、そのうち、1つはやっぱり大きかったと思うのは5月と6月に長期利用をされてみえた利用者様が、4人の方が立ち続けにお亡くなりになられたということです。1人の方がお亡くなりになると、1か月ゼロになってしまった場合には延べ30人がそこで減となってしまいますので、いわゆる常時利用してみえた方が1人お亡くなりになられる、2人お亡くなりになられるということで、それが大きな減の理由になってまいります。その後、長期で入院される方がなかなかすぐに見つからないということなども起因するものでございます。

また11月は、先ほどお話があったとおりですが1日から4日までが引っ越しのために老健利用者様は一旦退所いただいた。この間は利用者なしということになってしまいましたので、これも大きな減少の理由となっております。

このほか、長期の方が入院されたり、多いケースとしては別の特別養護老人ホームなんかへ転出されるという方が結構見えますので、予定では、例えば今月いっぱい入っているというような方が、よその施設が空いたからという理由で転出されるという方もちらほらありますので、そうした方が1人、2人出てまいりますと、先ほどの話と同じになりますけれども、なかなかその後に利用者がすぐあるわけではないのでどうしても少ない状況になってしまうということでございます。

新施設となって半年余りでございますけれども、3月以降は老健施設でもコロナ禍のあおりを受けておりますので、今後の動向を注視していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

内容はよく分かりました。やはり運営上におきましては、なるべくベッドを空けないということでもんで、その辺のところの的確な情報をキャッチされて、うまくつないでいってほしいなとい

うことを思います。

今年の春以降、毎日のようにテレビ、ラジオ、LINEニュース、新聞等で報道されなかった日がないほど全世界がコロナウイルスに振り回されています。関係各位様の御尽力により、おかげさまで我が村ではいまだ発生はしていませんが、近隣の市町では発生をしており、6月17日現在の岐阜県における状況は155名の方の感染確認と7名の方の死亡が報告をされています。直近では、岐阜市内の有料老人ホームでの院内感染が最も懸念されるようになってきました。

全国的に見ますと、医療関係の従事者の感染が多く報告をされていて、残念にも亡くなられた方々もたくさんお見えになります。コロナウイルスの感染の恐怖に震えながらの命がけの仕事であると思い、人のために従事をされている方々には本当に頭の下がる思いです。

第3の質問です。

東白川村国保診療所のコロナウイルス感染に関しての医療スタッフの安全対策について、お伺いします。また、医療従事者についての支援はありますか、このことについてもお伺いをいたします。

**○議長（樋口春市君）**

診療所事務局長 河田孝君。

**○診療所事務局長（河田 孝君）**

第3の質問ということで、新型コロナウイルスに対する医療スタッフの安全策と医療従事者の支援についてということで御質問を頂きました。

新型コロナウイルスに対する医療スタッフの安全策についてですが、マスク、それからゴーグルですね。ゴーグルといいましてもこれは眼鏡でございますけれども、ゴーグルの着用は必須としておりますし、必要に応じて手袋を使用しております。さらに、ハイリスクな処置については備付けのPPE、これは防護服でございますが、防護服の装着を行うようにしております。また、施設内に危険ゾーンと安全ゾーンの設定を行っておりまして、動線を考えておるということでございます。

それから、施設内では定期的に消毒は実施しておりますし、医療機器ですとかパソコンなどの職員の手が触れる機器につきましては全てビニールで覆うなどの環境整備も行っております。また、マスクや消毒用アルコールなどの確保については、院外薬局と協力するなどして独自の入手ルートも使って確保をしております。

職員の健康管理については、職員全員に出勤前と到着時の検温を行っておりまして、発熱など心配なケースがあった場合には出勤停止ということにさせてもらっております。

また、患者様には大変御不便をおかけしておるようなどころでございますけれども、所内にウイルスを持ち込ませないために、患者様、老健の利用者様のマスク着用と事前の電話予約、それから遠隔診療を導入するとともに老健では面会を制限し、無料通話アプリのコミュニケーションツールを利用した面会等も準備しております。

以上、診療所では厚生労働省や各学会の推奨する対策は一応全て実施しているような状況でございます。

また支援に対する質問でございますけれども、医療施設、介護施設としての厚労省をはじめ医師

会など各関係諸団体からマスクやフェースシールドなどの提供や、優先的に購入できるエタノールなどの支援も受けており、物にもよりますがおよそ半年程度は十分に賄えるストックは確保できている状態でございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

発生がない地区や医療関係機関でも、コロナウイルスに関しては相当な神経を使って一生懸命仕事をしてみえると思います。そういったことで、支援につきましては引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。

2025年には年間の死亡者数が160万人と推定をされています。これは自然死ということですが、多死社会を迎えると言われてはいますが、そして団塊の世代が死亡年齢に突入する2030年、入院病床数が抑制され続けている現状では、積極的な治療を必要とする患者に一般病床が割り当てられるのが当然であり、その対象から外れる終末患者が病院からあふれることは明らかであるとされています。

病院のキャパシティを超え死に場所に困る人たち、これは死に場所難民と言われているそうですが、出る時代がもうそこまで迫っていますということでもあります。

そこで第4の質問です。

こういった予測のある中で、村では高齢者を意識した実施についての具体的な内容についてのことをお伺いいたします。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○診療所事務局長（河田 孝君）

高齢者を意識した医療の実施についてということで御質問を頂きました。

先日、総務常任委員会の折にお示いたしました今後の診療所の改革改善項目の中で、高齢者を意識した医療の実施ということについて上げさせてもらっております。このことについてでございますが、高齢者の中で最も心配されるいわゆる寝たきりでございますが、ロコモティブシンドロームと申しますけれども、この対策として昨年、DXA法といいまして微量なエックス線を当てて正確な骨密度を測定する検査方法なんです、それによる骨密度測定器の導入を行いました。この導入を行ったことと、それからこの4月から、高齢者のリハビリテーションを専門に行ってきた実績のある理学療法士を採用させていただきました。

また、診療所の新築の際には、設計の段階から転倒しても骨折しにくい床材を取り入れるとともに、物品や機器の配置など患者様、利用者様の動線を妨げない取組も併せた徹底的なバリアフリー化を実施しております。また、患者様、利用者様の立場に立って、足元の不安な方への配慮の徹底ですとか、あるいは院外薬局の協力によりまして薬の自宅への郵送なんかも実施をしておる状況でございます。

これが一応診療所の取組の中での高齢者を意識した医療の実施ということで考えてございます。  
以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

現段階での体制はよく分かりました。

東白川村国保診療所と老人保健施設の移転により、保健福祉関係の事務所が地理的に距離が開き、仕事をする上での効率が悪くなっているのではと思います。そういったことで、今後、保健福祉との連携による一体的な再整備についてということがうたっていますが、具体的にはどのような内容でしょうか、お伺いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

保健福祉との連携による一体的な整備についての御質問でございます。

医療福祉ゾーンの施設整備につきましては、新診療所建設に併せて策定をし、平成28年12月に行われました第17回の議会の全員協議会におきまして御承認をいただきました東白川村医療福祉ゾーン整備計画というものに位置づけておりまして、保健福祉センターをはじめ母子健康センター、包括支援センター、せせらぎ荘等につきましても補助金の適正化法に定められている耐用年数にまだ達していないこともあり、当面は現在のままで活動することになりますが、整備計画の長期計画に記載しましたようにおおむね20年後をめどに現在の診療所の広い敷地を活用し、それぞれの施設を整備していく時期が来ると考えております。

また、整備計画の短期計画では、診療所、老健施設建設後数年以内に民間事業者の参入も視野に入れて公設民営によるサービス付高齢者住宅のような施設も検討していくことになっておりますが、現在の老健の利用状況、あるいは周辺施設の利用状況等々も注視をして考えていきたいと考えております。

今御指摘がありましたように、運営面での影響については診療所の開所後、施設が離れ離れになってしまったため人と人との連携を確保することが課題と考えられます。診療所の保健相談室や老健の家族面談室を利用して、これまで以上に保健や福祉関係者とのミーティングを積極的に実施していきます。

また、子供さん方の予防接種など、保健福祉が行ってきた業務の一部を診療所が受託することで事業のスムーズな運用を継続するとともに、保健事業であるがん検診の一部を新しい保健福祉ゾーン、現在の診療所の広い敷地を利用して行っていただくなど、保健・福祉・医療のつながりをこれまで以上に確保していきたいと考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ただいま村長の答弁にありました高齢者住宅サービスというのは、非常に何か期待が持てるような感じがしております。それから、20年後というのはちょっと長いような気がしますので、なるべく早くお願いしたいなというふうに思います。

次の質問ですけれども、新型コロナウイルスをはじめインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症を意識した患者様、入所者様との対応に努めますとありますが、具体的な内容をお伺いします。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○診療所事務局長（河田 孝君）

感染症を意識した対応についてということで、御質問を頂きました。

感染外来を新しく設けたわけでございますけれども、感染外来の厳格な運用として一般患者と感染症患者の動線を完全に別にするのが大切になっていきます。

また、例えばノロウイルスとインフルエンザが交ざらないようにすることなど、疾患別に診察室を分けて使用することとしております。また、感染症患者が一般患者に紛れ込まないようにするために直前の電話連絡の徹底を実施し、CATVを活用して広報を行っておるような状況でございます。

投薬につきましても、かざはな薬局さんの店内に感染症患者が入ることのないよう薬局に情報を伝え、店外において安全な形で渡してもらっておる状況でございます。

質問3と重複しますが、職員から患者様への感染を防ぐために、マスク着用はもとより採血時には使い捨ての手袋着用を徹底しています。また、感染症が疑われる患者様が利用された脱衣籠ですとか待合の椅子などは、その都度消毒を実施しておるというような状況でございます。

それから、コロナウイルス関係でございますけれども、この6月1日から中濃PCRセンターというのが始まりました。診療所も協力医として参加をしております。このセンターは、新型コロナウイルス感染が疑われる方があった場合、かかりつけ医の医療機関が協力医であれば直接検査予約をセンターに診療所から申し込み、その結果についてはセンターから協力医に知らされ、仮に、もし陽性であった場合、その協力医から保健所に届出を出すことになっております。

協力医でございますので、北川所長も何回かは検査業務を現地で行うというリスクはあるわけですが、これまで以上に容易に検査が受けられるようになったということでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

先ほどもちょっとお願いをしましたがけれども、他の市町から、また村の方でほかの病院から新たに東白川村国保診療所にかかるようになられた方には、親切で明るい対応をもって接し、またこの診療所にぜひ来たいと、再度来診、定着していただけるようにスタッフ一同の皆様のさらなる努力を重ねてお願い申し上げます。

これで私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

〔6番 桂川一喜君 一般質問〕

○6番（桂川一喜君）

通告に従いまして、一問一答方式にて質問させていただきます。

株式会社ふるさと企画の今後について伺います。

新型コロナは全国的にも様々な影響を及ぼしています。特に、旅行業、旅館業などをはじめとする観光産業への影響は深刻なものとなっています。村でも村外から来る旅行者などが激減し、主に外来者を相手に事業を営んできた事業者などはこれまでにない深刻な打撃を受けています。

そこで、本日は主に村の外来者を相手に事業を営んできたふるさと企画について質問したいと思います。

ふるさと企画はおよそ30年前に村の第三セクターとして設立され、産物の販売やイベント支援など数々の事業を展開し、村の外交を担う言わば村の玄関口として活躍してきました。特に、村長におかれては設立当時からふるさと企画に携わられ、支配人や取締役を務められるなど、現在まで強い思いを持ってふるさと企画を支えてこられたのではないのでしょうか。本日は、ぜひその思いも含めて村長にお答えいただきたく思います。

最初の質問になります。

ふるさと企画は村や村民にとってどのような会社でしょうか、お答えください。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員の質問にお答えをします。

株式会社ふるさと企画について、私の強い思いについて、そしてこの30年間、ふるさと企画はこの東白川村にとってどのような役割を果たしてきたのか。私が深く関わってきたことを御理解の上で、今や設立から30年余の時間が過ぎており、村民の皆様や、そして若い職員でもこの会社の設立の意義や業務内容について知らない世代も増えてきており、その設立の趣旨や会社の歴史、現在の姿について、議会の答弁を通じて紹介できる機会を頂いたことに感謝を申し上げて、以下の答弁をさせていただきます。

株式会社ふるさと企画は平成3年に設立されました。当時、村おこし会社、あるいは村ぐるみ会社と言われた会社であります。昭和の高度成長時代を過ぎ地方の時代という風潮の下、一村一品運

動や地方の市町村の特色づくりが盛んになってきた時代がありました。東白川村でも、行政、商工会、森林組合、農協の4団体が力を合わせて地域の特色づくりに臨んできた時代であります。

昭和56年につくられた商工会の地域振興計画に基づき、建築組合、しあわせを招く会の誕生、また新しい特産品の開発や桧佐太鼓、ふるさと夏まつりなどの仕掛けで村おこし事業が展開をされた時代でございました。こういった活動の中で幾つかの産品ができてきたわけですが、これらの産品を真に特産品とするための販路開拓や自然や文化、人々の営みを資源として村への経済的価値を高める経済活動を発展させるためには、さきに述べた4団体、行政も含めてですが、本業がございまずのでどうしても片手間になりがちということで、こうした分野を専門的に担う組織として、しかも行政的なつながりからある程度開放されて、民間手法で営業活動を展開する組織が必要という議論が高まってまいりました。

そこで、行政のリードの下、会社ですとか社団法人だとか様々な議論の末、広く1株5万円の出資を募る、村民や出身者も出資という形でこの事業に参画できる方式を取ることにになり、株式会社ふるさと企画が設立をされましたのは平成3年1月のことでした。

設立当時の出資金は、東白川村が400株、2,000万円、一般募集で98人が出資して会社ができました。発行済株式については、その後村が増資をし村が5,000万円、一般株主が1,325万円、発行株式数1,265株、株主数200人という会社になっております。

当時、私は商工会の事務局長として設立準備委員会の事務局員として会社の定款の策定、事業計画案などを行政の皆さんと協力し進めてきたわけでございます。村民センターの片隅で、前社長の安江豊司君と現社長の村雲和裕君を雇用し、見よう見まねで社業を始めたわけではありますが、その後、30年の歴史の中でふるさとセンター、つちのご館、こもればの里、レストラン味彩などを村が整備し、これらの施設を管理受託し、主力製品である「とまとのまんま」の製造販売、交流事業としてパンづくりやカレーバイキング、山の幸バイキング、こもればの里での宿泊体験事業など展開して現在に至っております。

私が設立当時に関わったことについてはさきに述べたとおりでございますが、味彩を中心とした交流事業の立ち上げと経営体制の確立のため、当時村の職員になっておりましたので、村長命令で平成8年10月から平成12年9月までの4年間、ふるさと企画の支配人として勤務し、社員の皆さんと力を合わせて現在の事業展開を構築し、平成9年第8期営業年度から第17期の平成18年度までは連続して単年度の黒字決算ができる会社になってきております。

しかし、この10年間は社員の必死の努力のいかにもなく単年度決算で赤字となる年が増えてくる傾向にあります。村長就任後も、最大株主の役員として経営に助言をしてまいりましたが、思うに任せない状況がこの数年続いているのが現状でございます。

質問のお答えとしては、このように多岐にわたる事業を民間手法で展開し、東白川村の活性化という分野、特産品に付加価値をつけて販売し、交流事業では人と物とお金を都市から村へ還流させ、これらの事業を実施することにより雇用を創出、こういったことを目的としてできた会社と言えます。別の言い方をすれば、民間企業の立地が期待できない本村において、産業の振興や雇用機会の

創出など公共性、公益性の高い事業を効率的に民間手法を活用して行政に代わって実現することを使命として事業展開を行う組織、それがふるさと企画であると定義できると思います。

以上で答弁とします。

[6番議員挙手]

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

村長の思いというか、一番詳しいであろう村長の口から、どのような会社であったのか、今日までの間の過程の中で踏まえたどんな会社であったのかという説明は本当によく分かりました。

その中に多くのキーワードが入ってございましたけれども、当初、きっかけとなった村おこしというキーワードがありましたけれども、これは村おこしが目的ではなく、村おこしの結果は何が目的であるのかというところを踏まえた点で、経済という言葉、とにかく設立時においては経済をもってして村を助けるんであるであろうということが会社にする理由にも挙げておられましたけれども、そこから施設の管理を委託する。その場合もほとんどの施設が交流施設が中心となっております、都市から村への、ここで説明が詳しく述べておられませんでしたが、これは目的としている部分に2つキーワードが含まれておまして、1つは経済的な問題。それで経済的な効果があったかどうか。

それから、もう一個は活性化がなされているかどうか。要は活性化という言葉がありました。この活性化という言葉が意外と評価しづらい部分でありまして、この後ちょっと追加の質問というか、どのような会社というところでお答えいただきたい中に、活性化したのかしていないのか。この会社というものが、果たして活性化に役に立ったかどうか。それから、活性化とは何であるかということ、村長の考えをお伺いできたらと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

議員御指摘のとおり、活性化という漠然とした概念というのはなかなか定義がしづらい。この地域で人々が元気に働き、そしてなりわいを成功させ、特産品と言われる山の資源、あるいは田畑の資源、そういったものをお金に換える、あるいは都市へ売っていく、人との交流をつくる、そしてまたイベント等の企画等を通じて交流の機会をつくる、こういったことを束ねて活性化というふうに言うと思います。

御質問があったように、それにふるさと企画が役に立ったかどうかと、これは私が判断するというよりも、村民の皆さんが今までふるさと企画に対して評価を頂いていると私は思っておりますので、村民の評価はしっかりあって、雇用的人数が具体的に何人あったとか、そういうことはちょっと手元には資料としてはないわけですけど、御存じのとおり何人かの方に働いていただいておりますし、農産物では「とまとのまんま」をつくって、はね物であるトマトをもっと価値の高い付加価値

値をつけて売っておりますし、こもればの里では今までは交流事業として年間相当数の方々が東白川村へ来ていただいていると。

でも、このふるさと企画は会社の設立の理念のところにありますように、地元の経済を興すことにあるということですので、例えば味彩で使ういろんな食材もできる限り地元で調達をするということを守ってきております。多少割高であっても、地元の商店から買っておるといふようなことを通じて、地元の地域経済のいわゆる振興に十分役立ってきた会社であるという評価を頂きたいというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今回、このような質問をしました背景には、一般の村民が、村長のお言葉ですと、常にふるさと企画という会社を見守ってくれているだろうといういい意味での期待の中で、評価をしていただきたいというお言葉だと思います。

しかしながら、実は一般の村民というのは、先ほど4団体が本業があるからやっつけられないからふるさと企画が必要であったのと同じように、ふるさと企画という会社を365日24時間考えているわけじゃありません。実態も言われるほど分かっているわけじゃない。だからこそ、村長にあえて御自分としてどういう評価を下して、なおかつ村民にこのような会社だからよろしく願いますという答えを期待して質問したわけで、村長が言われるほかの方からのやつを最終的には物差しにしたいという言われ方は、正しいんではあるんですけども不十分ではないかと思って質問を重ねさせていただきます。

先ほど言った雇用という部分で、村長が支配人であられたときに、ふるさと企画というものにお金を使い過ぎじゃないかという私個人の質問をしたとき、いやいや雇用がこれだけ発生しているんだから決して無駄遣いではないぞというお言葉を頂いたことを今でも覚えております。

そこで、雇用という見地では先ほど幾つか言われましたけれども、雇用というところに必ず発生する、例えば職員を雇う、村の職員を雇うときには、それが公益性があつて、幾ら人件費を税金で賄ったところで、それで働く人たちが村民のために働いているからお金を出す。そして結果として雇用も発生しているというのが行われています。

第三セクターにおける雇用の発生というのはどのように考えられるかをちょっとお伺いしたいと思うんですが、聞く観点としましては、呼び水として税金を使った分、それから給料として払われる部分が、前の支配人だったころの村長のお考えでは、呼び水のほうが少なく、それが営業活動によって給料がそれ以上払われていけば、これは意味があるんだというような趣旨のことをおっしゃっていたような記憶ですので、これについても記憶間違いがあるかもしれませんので村長のお考えをちょっと伺いたいとともに、ふるさと企画という職員が果たして、税金を使って雇用するという背景があつたとした場合、その公益性についてどう考えるかをちょっと村長の考えをぜひ伺いた

いと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

何年か前の私の答えをよく覚えておっていただいたというふうに思いますけれども、設立当時は確かに運営資金を投入しないとこの会社が維持していけない状況があったんですが、先ほど言ったような経過の中で、徐々に事業を拡大していく中で運営資金を投入しなくても資本金を回すことによって、あるいは借入金を上手に活用することによって、事業を展開することによって、つまり公金を入れなくて事業展開の中で給与が賄われてきた時代が長い間続いたということでもあります。

そのことが先ほどの私の支配人当時の答えであって、事業がうまくいけばこの仕組みはずっと続くわけですが、この後の議論の展開にもなるかと思いますが、最近はや定する売上げがなかなか取れない状況が出てきたということで、少しずつ公金投入の必要が出てきておるという状況があります。この議論はまた後に任せますが、雇用ということに特化して言われれば、そこで現在でも味の館、あるいは交流部門、こういったところで村内の方々に就労しておっていただきます。ただ、季節的にどうしても1年を通じての雇用がなかなか確保できないというのが私も支配人当時からの悩みでございまして、どうしても臨時職員というような形で、本当は正社員を増やしていきたくはあったんですが、そういう思いで何人かも採用したんですが、本人の思いとかいろいろもあって途中で退職をされて、結局残ったのは今、村雲社長だけが残っておって、あとはみんなパートさんというような形です。

そこで、今年ちょっとてこ入れをというふうな提案を申し上げたというところでございますけど、今までの評価にしまして村民の皆さん方が、村が委託事業等で、あるいは修繕事業というような形でふるさと企画へ税金を使ったことは何回もあるわけです。これに対して議会も承認をしていただいたということが、村民の皆さん方の代表である皆さん方がふるさと企画頑張れよということの表れであるというふうに我々は受け止めながら事業展開を進めてきた。

ただ、第三セクターというのは、すごくもうかる仕事なら民間がやるわけなんですけど、ずうっとの宿命ですがなかなか成功する例は少ないということも皆さんも御承知のことだと思います。今までの成果としては、30年間十分活性化という先ほどの質問の中での役割は果たしてきたという評価を頂いていると私は思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ありがとうございます。

30年間の思いをこの短い時間で全て述べていただくというのがそもそも無理な質問だったと思います。

そこで、なぜこの令和2年の今、この質問を考えることになったかといいますと、コロナの関係があったわけですが、30年の長きにわたる事業運営は平たんな道ばかりではなかったと思います。経営状況が厳しいときには様々な手だてを講じ対処することで、無事にこれまで事業を継続できたのではないのでしょうか。先ほどの村長のお答えの中にも随所にそれが表れておりました。

しかし、今回の新型コロナは全国的に見ても、かつてのノウハウが通用しないほどの甚大な被害をもたらしており、村やふるさと企画に及ぶ影響もその例外ではないと考えています。

そこで第2の質問になります。

新型コロナの影響は、ふるさと企画に具体的にはどのような影響を及ぼしているのでしょうか。また、それに対して村やふるさと企画はどのように対処しているのでしょうか、お答えください。

#### ○議長（樋口春市君）

地域振興課長 村雲修君。

#### ○地域振興課長（村雲 修君）

新型コロナウイルスのふるさと企画に及ぼした影響、それとこのふるさと企画はその後どう対処しているかという桂川議員の質問に対してお答えさせていただきます。

さきの質問で村長が答えられたように、コロナウイルス感染拡大による経済の影響はかなり大きく、東白川村の飲食業、小売業においても同じように影響を受けております。そんな中、ふるさと企画は今まで行ってきた事業形態では会社運営は立ち行かなくなっている状況です。主力製品でありますトマトジュースの販売低迷については、全国的な小売店舗の自粛を受け、社の店舗のみならず卸によって販売を委託した各店舗も閉店状態であるため、4月から5月にかけて売上げは大幅減少となりました。販売部門の売上げは、前年度に比べて4月はマイナス60.41%、5月ではマイナス68.40%でした。前年度720万円売上げがあった名古屋女子大学の越原学舎の給食事業も、コロナの影響により学校活動の自粛が影響しております。これによって、今年度は実施のめどが立っておりません。

続いて、レストラン味彩につきましても、岐阜県からの活動自粛要請された期間が4月18日から5月6日までの19日間で、この期間は県からの協力金の対象にもなりません。村が実施したお弁当券、この事業を後ろ盾にテークアウトの営業を行い、少ない収入で業務を続けてきました。

交流部門の売上げは、前年度に比べまして4月はマイナス40.67%、5月はマイナス88.64%でした。自粛解禁後も3密を避けての営業が重要であることから、主力であるカレーバイキングも今後メニューとして提供することが難しくなりました。また、レストラン利用にもつながる効果のあった名古屋圏等からの誘客事業の体験交流といった事業も、観光事業の活動自粛と3密を避けるためのバス利用は最も避けられ、観光客を呼び込む手段も取れなくなりました。

政府の支援金等の申請状況は、雇用調整助成金、持続化給付金を申請しております。

現在の状況は以上のとおりですが、当面の間、トマトジュースの製造とトマトの生産は予定どおりに実施し、交流部門については感染予防に関する岐阜県の示したチェック項目に沿って、感染予防に最大限の注意を払いながら事業を再開してまいります。

しかし、このままの会社の運営では、今までのような事業継続と地元の雇用維持が機能しませんので、ふるさと企画がどのように対処するかという、行政主導であります。議員の方や専門家を招いた経営会議を6月10日からスタートさせていただきました。今後はこの経営会議の議論を参考にして再生計画を決定し、方向をお示しすることを考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

多くの人が予想どおりの回答で、とにかく甚大な被害が出ているということ、現状におきましては、本当にそれが明日あさって、それが回復できるという具体的な状況がもくろめないということがよく分かりました。

そこで、ふるさと企画のほかにも村には第三セクターが3つあるわけですが、そのうちの一つである新世紀工房は実は4年前、大変に経営難に陥っておりましたが、村長が村の将来を考えて大胆な策をもって新世紀工房の経営改善を指導されました。現在の社会情勢を考えると、4年前の新世紀工房立て直しのとおりと同様に、ふるさと企画にも村長の英断が期待されているのではないのでしょうか。

1個目の質問で必要性ですとか会社の存続の意義がよく理解できましたし、このコロナで何が起きているかということについてもよく分かりました。

そこで最後の質問になるわけですが、かつてないほどの厳しい社会情勢の中でふるさと企画は今後どのようにしていくのか、村長のお考えをぜひお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今後のふるさと企画についての御質問でございます。

新世紀工房を立て直したとおっしゃっていただいたんですが、こちらの会社も大変厳しい状況はふるさと企画と同じような認識でございますので、少し蛇足でございますが付け加えさせていただきます。

今課長が答弁したように、交流事業部門への団体客のキャンセル、あるいは名古屋女子大学の研修事業の中止、感染防止の観点からの各店舗の休業など大きな影響を受けております。また、コロナの前でございますが、昨年度からトマトジュースの原料でありますトマトそのものの減収、量が減るということ、それから人口減少も影響しておろうかなという分析ですが、こもればの里への来客数の低下などが理由で経営が悪化をしてきておりました。

令和元年度の第30期の決算、これは売上げが9,236万5,000円ということで前年度より974万4,000円減少しております。この売上利益は328万7,000円の赤字でございます。その1年前の30年度は84万9,000円の赤字でございましたので大きな落ち込みと、コロナが来る前でも大きな落ち込みで

あったという現実がございます。また、社員体制も村雲和裕社長の孤軍奮闘はあったものの、正社員の離職や途中退職など悪循環が重なり、従業員の皆さんの職場の雰囲気も決して明るいものではなくなくなってきており、経営体制を再構築する必要を感じておったところでございます。

そこで、今年度からこもればの里の管理委託料を240万円増やす予算をお認めいただいたり、元地域おこし協力隊員の中野君を村の負担で雇用する、これはまだ予算を出してはおりませんが、対策として考えておったところでございます。このような中でコロナ感染症の追い打ちがかかったと、こういう状況でございます。

これらの状況下で、令和元年度の決算、実績を踏まえ今後の見通し、あるいは売上げ予測、キャッシュフロー、金融機関への返済などについて検討を進めてまいりました。その結果、次のような結論を得ております。

コロナウイルス感染症のための休業補償の意味合いも含めて、持続化給付金や雇用調整交付金も申請はしておりますが、9月までの資金手当てがつくように本定例会に村から870万円の貸付金を予算化いただくよう、補正予算に計上させていただいております。しかし、これはあくまでも3月から9月までの資金手当てであって、このまま新型コロナウイルスの影響が相当期間長引くと予想されることや、主力の製品であるトマトジュースの原料不足などを考えると会社の存続自体が危ぶまれる事態となります。

そこで、9月末をめどにこの会社の再生計画を立てることとしました。議会からも産業経済常任委員会の委員長の桂川議員、副委員長の安江健二議員に参加を頂き、地元金融機関の支店長さん、あるいは会計事務をお願いしております高井会計にも経営改善の専門家をお願いし、ふるさと企画の社長はもとより社員、パート職員の意見も反映する形で精力的に短期・中長期の経営再建案を策定し、それに基づきこの会社を立て直す決意でございます。

私としても、創立以来携わってきました会社でありじくじたる思いがあります。このような状態になった責任は大いに感じておりますが、コロナ感染症という未曾有の危機に面し、この第三セクターの会社が東白川村にとって真に必要な会社として事業を展開し、会社設立当時の目的を見失うことなく立ち直らせるのが私の責任であると心を奮い立たせておりますので、御理解と御協力をお願いして答弁いたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

設立当時の思いから語っていただきましたので、村長には今後、会社ではなく、目的は村であり村民であるというところを再度思い起こしていただきまして、今後、議会ともども、それから村民も一緒になってふるさと企画の今後をぜひ見守っていきたいと思っておりますので、議会のほうもしっかりと役目を果たさなきゃいけないということです。頑張っていかなければいけないと再度気を引き締めました。

これもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（樋口春市君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、昼からは午後1時から会議を再開いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第29号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第7、議案第29号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

議案第29号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和2年6月19日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

東白川村国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

別冊の新旧対照表の1ページのほうを御覧ください。

今回の改正は地方税法の改正に伴うもので、保険税の低所得者に対する税額の軽減措置に係る軽減判定所得の見直しが行われるものでございます。

右側が現在の条例、左が改正案でございます。

国民健康保険税の減額、第23条第1項第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の金額を5,000円引き上げて「28万5,000円」にし、第3号では2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の金額を1万円引き上げて「52万円」にする改正でございます。

2ページを御覧ください。

附則、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例、附則第4項は、国民健康保険税の所得割額の算定方法の一部を長期譲渡所得の課税の特例に読み替えております。租税特別措置法の一部改正によりまして、新たに規定された第35条の3第1項を現行の読替規定に加えさせていただきます。

3ページの中段になります。

短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例、附則第5項は、附則第4項の規定をさらに短

期譲渡所得の課税の特例に読み替えております。短期譲渡所得の課税の特例については変更ございませんが、附則第4項の改正と同様、租税特別措置法の一部改正によりまして新たに規定された第35条の3第1項を現行の読替えに規定するものでございます。

本文にお戻りください。

附則、施行期日、1. この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

適用区分、2. この条例による改正後の東白川村国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。以上でございます。

#### ○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第29号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第30号について（提案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（樋口春市君）

日程第8、議案第30号 東白川村税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江修治君。

#### ○村民課長（安江修治君）

議案第30号 東白川村税条例等の一部を改正する条例について。東白川村税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和2年6月19日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村税条例等の一部を改正する条例。

東白川村税条例の一部改正、第1条、東白川村税条例の一部を次のように改正する。

では、お手元の新旧対照表の5ページを御覧ください。

右側が現在の条例、左側が改正案となっております。

第1条による改正について説明します。

個人の村民税の非課税の範囲、第17条第1項第2号は、非課税措置について、「寡夫」を対象から除き、「ひとり親」を対象にする法改正による改正になります。

所得控除、第26条の3は、「ひとり親控除」を追加で規定するもので、地方税法第314条の2に係る用語を削除し、各項を繰り上げて第11項に、6ページでは「第7項及び第12項」を「第6項及び第11項」に繰り上げて規定し、整合を図る改正になります。

6ページの上段になります。

村民税の申告、第28条の2も同じく、地方税法第314条の2の改正に合わせて各項を繰り上げて規定し、整合を図る改正になります。

7ページの下段になります。

個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、第28条の3の2は、単身児童扶養者の扶養親族等申告書、給与分と、8ページの中段から9ページの中段までの第28条の3の3は単身児童扶養者の扶養親族等申告書、年金分までを法改正により「単身児童扶養者」を削除し、各号を繰り上げて規定を整備するものです。

9ページの下段になります。

法人の村民税の申告納付、第32条の6は、10ページまでになりますが、法改正により各項を繰り上げておるもので、村税条例との整合を図る改正になります。

10ページ中段から14ページの中段までになります。

固定資産税の納税義務者等になります。第36条は、固定資産の所有者が不明であった場合の資産について、使用者がいる場合は使用者を所有者とみなすことができる規定について法規定の新設があったことを受けて、第2項から第7項について必要な改正を行い、第6項及び第7項に繰り上げて、第5項に新設した規定を設けるものになります。

14ページの中段になります。

固定資産税の課税標準、第40条の2から第40条の3までは、法改正に合わせて各項を繰り上げて規定し、整合を図るものになります。

15ページの中段にあります現所有者の申告、第55条の3は、土地または家屋の所有者が亡くなった場合に、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告する規定について新設を設ける改正となります。

16ページの中段になります。

固定資産税に係る不申告に関する過料、第56条では現状の規定による改正になります。

16ページの下段からは、19ページまでになります。

たばこ税に係る改正になりますが、16ページの下段にあります、たばこ税の課税標準、第76条は、法改正に合わせまして規定を整備し、17ページ下段のたばこ税の課税免除、18ページの第78条は、課税免除の適用に当たっての必要な手続の簡素化を図るもので、第2項から第4項まで必要な改正を行い、第3項及び第4項に繰り上げて第2項に新設した規定を設ける改定になります。

18ページの下段になります。

たばこ税の申告納付の手続、第80条は、法改正に伴い、村税条例等の整合を図るための改正になります。

19ページの下段になります。

特別土地保有税の納税義務者等、第134条第6項は、今回の法改正による村条例等の整備に伴いまして、整合性を図るものになります。

20ページを御覧ください。

附則、延滞金の割合等の特例、第4条の2は、租税特別措置法の延滞金の特例基準割合の改正に伴いまして規定を整備するもので、21ページ中段からの納期限の延長に係る延滞金の特例につきましては、第4条の3も同じく規定を整備し、改正するものになります。

23ページ上段になります。

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、第5条及び中段からの個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除、第5条6の2は、「平成」から「令和」に替わる元号の改正であります。

24ページ上段を御覧ください。

肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例、第6条は、令和3年度までの課税の特例適用期間を改正に合わせまして3年延長する規定とし、そのほかでは「平成」から「令和」に替わる元号の改正になります。

24ページの下段になります。

長期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例、第7条の2は、土地基本法の改正により、長期譲渡所得に係る課税の特例の新設に伴う改正になります。

25ページの下段になります。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例、第7条の4は、令和2年度までの課税の特例適用期間を法改正に合わせまして3年延長する規定とし、そのほかでは「平成」から「令和」に替わる元号の改正になります。

27ページの中段になります。

読替規定、第7条の6は、御覧のとおりになります。

27ページの最下段になります。

法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、第7条の6の2は、地方税法の改正に合わせまして、それぞれ税条例との整合を図るものになります。

31ページの下段になります。

平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等、第7条の9は、法改正により整合を図るための改正でありまして、第2項は「平成」から「令和」に替わる元号の改正になります。

32ページ中段になります。

土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義、第8条から42ページ、個人の村民税の税率の特例等、第19条までは、「平成」から「令和」に替わります元号の改正と読替えによる改正になります。

43ページからは、第2条による改正になります。

引き続き新旧対照表で説明させていただきます。

納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に係る延滞金、第12条は、法人の村民税の申告納付に伴う課税等の修正申告に関しての整備になります。

45ページ上段になります。

年当たりの割合の基礎となる日数、第13条は、こちらも法改正によります項の削除による改正になります。

45ページの中段になります。

村民税の納税義務者等、第16条から第24条までは収益事業の均等割税率、第24条第2項の表の明記のほか、用語の改正及び各項のずれによります規定の整備になります。

49ページ上段から56ページ下段になります。

法人の村民税の申告納付、第32条の6は、法改正に伴いまして第9項を削除し、各項をそれぞれ繰り上げて第16項まで必要な改正を行い、規定を整備するものです。

同じく56ページ下段になります。

法人の村民税に係る不足税額の納付の手續、第32条の7も、前条と同じく、法改正に伴います項のずれによる規定の整備になります。

59ページの上段になります。

法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金、第34条は、延滞金の特例基準割合の改正に伴いまして、第4項から第6項までを削除し、規定を整備するものです。

61ページの中段になります。

たばこ税の課税標準、第76条は、製造たばこの本数、重量の換算について改正するものになります。

61ページ下段から62ページまで、附則、延滞金の割合等の特例、第4条の2は、延滞金の特例基準割合の改正に伴いましての規定の整備になります。

続きまして、63ページからは第3条になります。

引き続き新旧対照表で御説明申し上げます。

第3条、東白川村税条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号の村民税の非課税措置について、各項より「単身児童扶養者」を削除し、第5項は「平成」から「令和」に元号を改正するものになります。

63ページの最下段は附則になります。

64ページを御覧ください。

施行期日、第1条は、第17条第1項第2号の改正により整合を図るもので、そのほかでは「平成」から「令和」に元号を改正するものになります。

64ページの最下段になります。

村民税に関する経過措置、第2条から第3条までは、それぞれ「平成」から「令和」に元号を改正するもので、第4条は第17条第1項第2号の改正によりまして整合を図ります。第5条から第8条までは、「平成」から「令和」に元号を変更するものになります。

本文にお戻りいただきまして、5枚目の最下段のところになります。

附則、施行期日、1枚めくっていただきまして、第1条、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号、第1条中東白川村税条例第76条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条の規定、令和2年10月1日。

第2号、第1条中東白川村税条例第17条第1項第2号、第26条の3及び第28条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条附則第4条の2及び第4条の3第1項の改正規定並びに次条、附則第3条第2項及び第3項の規定、令和3年1月1日。

第3号、第2条中東白川村税条例第76条第2項ただし書の改正規定並びに附則第6条の規定、令和3年10月1日。

第4号、第2条の規定、令和4年4月1日。

第5号、第1条中東白川村税条例附則第7条の2第1項及び第7条の4第3項の改正規定、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日。

延滞金に関する経過措置、第2条、第1条の規定による改正後の東白川村税条例附則第4条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

村民税に関する経過措置、第3条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の村民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和元年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

第2項、新条例第17条第1項、第26条の3及び第28条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和2年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

次のページを御覧ください。

第3項、令和3年度分の個人の村民税に係る申告書の提出に係る新条例第28条の2第1項の規定

の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額」とする。

第4項、新条例第28条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後に支払いを受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

第5項、新条例第28条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払いを受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条、附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の村税条例の規定中法人の村民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度、第2条第12号の7に規定する連結子法人の連結親法人事業年度分の法人の村民税について適用する。

第2項、4号の施行日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

固定資産税に関する経過措置、第5条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第2項、新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第3項、新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

第4項、新条例第74条の3の規定は、施行日以後に同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

第5項、平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第2項に規定する施設または設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第6項、平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第7項、平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

村たばこ税に関する経過措置、第6条、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった葉巻たばこに係る村たばこ税については、なお従前の例による。

第7条、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった葉巻たばこに係る村たばこ税については、なお従前の例による。

ここからは附則第8条から附則第11条までになります。

新旧対照表の71ページを御覧ください。

附則第8条、71ページから附則第11条の85ページまでになりますけれども、全て「平成」から「令和」に替わる元号の改正になりますので、説明のほうは省略させていただきます。以上になり

ます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

全体的には文言の整理等の条例になっていると思いますけれども、1か所だけ質問だけさせていただきます。

新旧対照表でいう10ページのところになります固定資産税の徴収する相手が分からないときに、今までは使用者を相手とするという限定したものが、できるに変わったことによって、これは言葉としてはほとんど同じ意味でいいのか、それとも自動的に使用者を納税者とするであったものが、できるに変わったことによって何かしら変わってくるのか、それが分からないのでお願いします。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

これまで所有者に限定しておったものが、その所有者が例えば亡くなった場合、使用者が現れるかと思うんですけれども、その使用者に対して課税ができるというようなものになります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

それは分かるんですけど、改正前はする、要は課税対象者にするが、できるに変わったことによって、結局、選択の幅が生まれてしまったのか、別にこれは文言としてはできると書いてあっても、所有者がはっきりしない場合は使用者を課税対象者とするというのが、できるという言葉になったことによって、曖昧にならないかという言葉の整理なんですけど。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

ただいま最後のほうに御質問されました所有者がいなくなった場合に使用者があつて、使用者にできるというものは、するというふうになったんですけれども、使用者に対して請求することができるというものになります。

○議長（樋口春市君）

ほかにお答えできる方は。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

全く質問が的を射ていないのかもしれませんが、要は見ていると、今までは使用者に対して何の許可もなく、勝手にあなたが課税対象だよともう自動的に決まるという条例だったのが、一応村としてはできるとなり、なおかつその使用者は自動的に課税者にならずに、相手にあなたが課税者になりましたよという通知があるわけですが、この緩さが逆に、この土地は一体誰が固定資産を払うのかとか、土地に限らず、そういうのが曖昧になる方向に動いたように若干思われるんですけど、大丈夫ですかという意味の趣旨の質問だったわけですけど。

○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

言葉の文言がそういう表現になっておりますけれども、これまでどおり使用者に課することに違いございませんので、引き続きお願いしたいと思っております。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号 東白川村税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第30号 東白川村税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第31号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第9、議案第31号 東白川村固定資産審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

議案第31号 東白川村固定資産審査委員会条例の一部を改正する条例について。東白川村固定資産審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和2年6月19日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

東白川村固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の87ページを御覧ください。

右側が現在の条例、左が改正案になっております。

書面審理、第6条から第10条までは、現行の法律から情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律へと題名が改正されましたので、それに伴いまして本条例の整合性を図り、規定を整備するものになります。

本文にお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。以上になります。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号 東白川村固定資産審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第31号 東白川村固定資産審査委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第32号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第10、議案第32号 東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江修治君。

○村民課長（安江修治君）

議案第32号 東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和2年6月19日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の91ページを御覧ください。

右側が現在の条例、左側が改正案になっております。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染しました被保険者等に係る傷病手当金になります。これらの事務手続きに関しましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合が主体となって条例等を新設して整備しております。村では、その申請があった場合の受付事務を行う規定になります。

村において行う事務、第2条第1項第8号を繰り下げて第9号とし、第8号を新規に追加する規定の整備になります。

本文にお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。以上になります。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号 東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号 東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第33号について（提案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（樋口春市君）

日程第11、議案第33号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江修治君。

#### ○村民課長（安江修治君）

議案第33号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和2年6月19日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例。

東白川村国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の93ページを御覧ください。

右が現在の条例で、左が改正案になります。

この条例改正につきましては、同じく新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等に係る傷病手当金の改正に伴いまして、支給対象となる日数、支給額及び対象期間等を新規に追加する規定になります。

これまでの附則の条文を第1条にしまして、附則第2条第1項では、感染または、その症状がある方が療養のために労務に服することができなくなった場合の支給対象となる日数を規定しております。

第2項は、給与等の収入減に係る支給額が、健康保険法の標準報酬月額等級の最高等級で算定された日額報酬を上回る場合の上限を設けまして、支給額の算定基準を規定するものになります。

第3項では、新型コロナウイルスの感染により長期の入院となった場合に、支給期間を最大で1年6か月まで適用するものになります。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整、第3条では、新型コロナウイルスに感染した場合に、または感染が疑われる場合でも、仕事に従事され給与を受け取られた場合は傷病手当金を支給されませんが、第2条第2項の算定基準を下回る場合は、その差額を支給するということができる規定になります。

第4条は、3条において仕事に従事しながら、本来は給与の全部、または一部を受け取るものが支給されなかったという場合に、その差額を支給する規定になります。

ただし、その場合、第2項において、第1項により村が支給した差額分を事業所の事業主から徴収するということができる規定になります。

本文にお戻りください。

1枚めくっていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の東白川村国民健康保険条例附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を受ける日が令和2年1月1日から規則で定めるまでの間に属する場合に適用する。以上になります。

**○議長（樋口春市君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第33号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第34号について（提案説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（樋口春市君）**

日程第12、議案第34号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 有田尚樹君。

**○建設環境課長（有田尚樹君）**

議案第34号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和2年6月19日提出、東白川村長。

1枚はねてください。

東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

すみませんが、新旧対照表の97ページから102ページを御覧ください。

今回の改正については村営住宅、いわゆる陰地・越原地域運動場の下にありました村営その他住宅、中根荘3号・4号を年度末に取り壊しましたので、その内容について別表第1並びに別表第2のその部分だけ削除させていただく部分でございます。

本文を御覧ください。

附則、施行の期日、1. この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。以上でございます。

**○議長（樋口春市君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

**○6番（桂川一喜君）**

これは条例の立てつけについての質問なんですけど、第1表と第2表の取扱いが違っているのは、第1表は真横に通っているので1行だけ削除する、それから第2表は全般的に横に通っていないので、表を丸ごと入れ替えながら、実際に中を見ると1行減っているというのを条文として上げなきゃいけなかったということよろしいということですか。

**○議長（樋口春市君）**

建設環境課長 有田尚樹君。

**○建設環境課長（有田尚樹君）**

そのとおりでございます。

**○議長（樋口春市君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第35号から議案第41号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第13、議案第35号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第3号）から、日程第19、議案第41号 令和2年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7件を補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第35号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第3号）。令和2年度東白川村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,178万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6,457万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。令和2年6月19日提出、東白川村長。

次ページからの歳入歳出予算補正を省略させていただきまして、5ページを御覧いただきたいと思えます。

第2表 地方債補正。

（追加）起債の目的、緊急自然災害防止対策事業債。限度額1,100万円。起債の方法、普通貸借。以後の利率、償還の方法は、ほかの起債と条件が同じでございますので、省略させていただきます。

次に、7ページからの事項別明細書を省略させていただき、9ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

9款1項1目地方交付税、補正額は4,596万4,000円の増額でございます。普通交付税を増額して収支のバランスを取るものでございます。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額は3,679万5,000円の増額でございます。説明を見ていただきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内示額によるものでございます。

3目民生費国庫補助金、補正額は112万4,000円の増額でございます。地域生活支援事業費補助金で62万4,000円、対象者1人分の事業費の2分の1でございます。

次に、保育対策総合支援事業費補助金50万円の追加でございます。要望分でございます。

14款2項3目民生費県補助金、補正額は38万2,000円の増額でございます。説明を御覧いただき

まして、地域生活支援事業費補助金31万2,000円、これは県の分の内示額でございます。

岐阜県高齢運転者交通安全対策事業費補助金7万円でございます。県の追加分でございます。

続きまして、6目農林水産業費県補助金、補正額は1,096万1,000円の増額でございます。特定農業用ため池整備補助金34万円で、これは内示額の増加によるものでございます。

林業費補助金で、水源林公有林化支援事業補助金1,000万円、次の岐阜県地域森林監理士活用事業補助金62万1,000円、いずれも内示額でございます。

9目消防費県補助金、補正額は293万2,000円増額でございます。避難所生活環境確保事業費補助金の内示額でございます。

10ページをお願いします。

16款1項1目一般寄附金、補正額は20万円の増額でございます。一般寄附金で、柏本の柴田様から10万円、匿名の方から10万円御寄附いただいております。

2目指定寄附金、補正額は5万円の増額でございます。教育費指定寄附金として、匿名の方から御寄附いただいております。

17款1項18目森林環境譲与税基金繰入金、補正額は135万円の増額でございます。

続きまして、20目太陽光発電設備維持管理基金、補正額は2万円の増額でございます。

19款4項4目雑入、補正額は100万5,000円の増額でございます。消防団員の退職報償金で92万8,000円、農業者年金の取扱手数料で7万7,000円の増額でございます。

次のページを御覧ください。

20款1項8目土木債、補正額は1,100万円でございます。馬屋洞線の落石対策工事に充当するものでございます。

歳入は以上でございます。

続いて、歳出をお願いいたします。

今回の補正につきましては、人事異動等に伴いまして、職員の給料、手当、共済組合の負担金の増減に加えまして、フルタイムの会計年度任用職員の給料、手当の増減、パートタイムの会計年度任用職員の報酬、通勤手当分の費用弁償が多数ありますので、そういうものの説明については簡略化させていただきますので、御理解いただきたいと思います。

### 3. 歳出。

1款1項1目議会費、補正額は178万3,000円の減額でございます。こちらにつきましては議会事務局費で、人事異動に伴いまして、給料、手当、共済費の増減でございます。

2款1項1目一般管理費、補正額は995万3,000円の増額でございます。総務一般管理費は947万5,000円の増額でございます。こちらも人事異動に伴います報酬、給料、手当、次のページを御覧いただきまして、共済費、旅費の増減に加えまして、中ほど少し下ですけれども、需用費の中に庁舎管理用消耗品というのがあります。これにつきましては、応接室のクッションが破れて使えないので、10万6,000円で新しくさせていただくものでございます。

次に、工事請負費で、庁舎の別館の屋上防水工事があります。これにつきましては、当初予算で

は一部の防水工事を実施する予定でしたけれども、最近、雨漏りがひどくなってきていることと、やっぱり一部だけでは雨漏りが止まらないというようなことで設計士さんからの御指摘もありまして、1,232万円追加させていただきまして全面的な防水工事を行わせていただきたいと思いますのでございます。財源は一般財源でございます。

そして、自治会等運営支援事業39万4,000円の増額でございます。公の施設等の修繕補助金ということで、久須見の集会所につきましては玄関タイルの修繕で14万1,000円、柏本の正風館につきましては屋根の塗装ということで25万3,000円の追加をお願いするものでございます。

空白輸送事業8万4,000円の増額につきましては、会計年度任用職員の通勤費分の費用弁償ということで、3人分の費用でございます。

次のページをお願いします。

2目文書広報費、補正額2万4,000円の増額でございます。情報発信事業で、会計年度任用職員1人分の通勤分の費用弁償を増額するものでございます。

5目財産管理費282万3,000円の増額でございます。行政情報化推進事業で、まず委託料の中間サーバ接続端末等保守委託料につきましては、当初ではこの委託を落としておったんですけれども、減額できない委託料であったということで今回予算計上させていただくものですし、備品購入費の中間サーバ接続端末等機器255万9,000円につきましても、当初予算の機器構成の中で落ちているものがありましたので、今回予算計上をお願いするものでございます。

6目企画費、補正額は2万円の増額でございます。再生可能エネルギー推進事業ということで、修繕料で、太陽光発電設備修繕料で、五加センターにあります発電量を表示して集計するパソコンのソフトが壊れておりますので、それを修繕する費用でございます。財源については、基金からの繰入れを充当しております。

10目地域情報化事業費14万2,000円の増額でございます。CATV機器管理運営費ということで、事業用の消耗品の購入追加でございます。ネット加入の方が増えましたので、DONUという機器を10台追加購入させていただくものでございます。

13目新型コロナウイルス感染症対策事業3,175万円の増額でございます。説明欄を御覧ください。新型コロナウイルス感染症対策費で355万2,000円の増額でございます。保育園、小学校、中学校への子供用のマスク、消毒液、フェースガード等々の購入費用でございます。

次の新型コロナおべんとう券事業につきましては、財源補正ということで、先ほどの国からの臨時交付金を420万円充当させていただいて、一般財源を420万円減額する財源更正でございます。

先ほどの1個上の新型コロナウイルス感染症対策事業につきましても、1,129万5,000円の臨時交付金を充当しておりますので、お願いいたします。

1つ下がりますと、感染症拡大防止協力金事業につきましても、財源補正ということで、交付金を210万円充当して、一般財源を210万円減額する財源更正でございます。

続きまして、新型コロナお食事券事業につきましては、602万2,000円の増額でございます。内容については、前回の全協で説明させていただいております。こちらにつきましても、交付金を480

万円充当させていただきまして、一般財源122万2,000円で事務を行っていくものでございます。

次のページをお願いします。

説明欄中ほどでございます新型コロナプレミアム付商品券発行事業でございます。450万円の増額ということで、こちら全協で説明させていただいております、内容につきましては。財源につきましては、交付金を360万円充当して、一般財源90万円でございます。

次のふるさと便事業131万1,000円の増額でございます。こちらにつきましても内容は全協で説明させていただいております。財源につきましても交付金を90万円充当しまして、一般財源は41万1,000円でございます。

次に、新型コロナ避難所生活確保事業600万3,000円の追加をお願いするものでございます。こちらにつきましては、避難所用コロナ対策資材ということで、先ほど一般質問の折にもお答えさせていただきました間仕切りのパーティションのセットを47組、それに敷きます床マットが47組、それから簡易なベッド、これは段ボールにするのか簡易なベッドにするのか決めておりませんが188台、それから非接触型の体温計が10台、手指消毒液、マスク等々でございます。これにつきましては、財源のほうは県の補助金の293万2,000円と交付金を250万足しまして543万2,000円の特定財源をつけまして、一般財源は57万1,000円でございます。

続きまして、白川茶新茶販売促進事業439万9,000円につきましては、内容につきましては全協で説明させていただいております。交付金のほうは310万円財源充当させていただいて、129万9,000円の一般財源でございます。

次のページをお願いします。

高齢者世帯等商品券交付事業339万円の増額でございます。こちら内容は前回説明させていただいております。財源につきましては、230万円の交付金を充当させていただきまして、一般財源は109万円でございます。

次の子育て世帯への給付金支給事業257万3,000円の増額でございます。内容は全協で説明させていただいております。交付金を200万円充当させていただきまして、一般財源は57万3,000円でございます。

続きまして、2項1目税務総務費でございます。補正額は337万6,000円の減額でございます。税務総務費で、人事異動に伴います給料、手当、共済費等の増減でございます。

次のページをお願いいたします。

中ほどでございます3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額は172万9,000円の減額でございます。こちらにつきましても、人事異動に伴います給料、手当、共済費の増減でございます。

次のページをお願いします。

3款1項1目住民福祉費、補正額は76万2,000円の減額でございます。住民福祉費一般では57万9,000円の減額でございます。報酬、給料、手当等につきまして増減するものでございます。人事異動に伴うものでございます。

国民健康保険特別会計繰入金18万3,000円については、法定内繰入金を減額するものでございま

す。

3目保健福祉費140万円の増額でございます。介護保険特別会計繰出金につきましては、227万円の減額でございます。これは事業費の組替えによるもので、介護保険で見えていました人件費等々を1か所に集めた関係で繰出金を減額するものになっております。

次のページをお願いします。

保健福祉費一般242万円の増額でございます。人事異動に伴いました給料、手当、共済費の増減でございます。

障害者地域生活支援事業125万円の増額でございます。扶助費で、日中一時支援事業で、日中一時支援の対象者がお一人増えたために予算計上するものでございます。18歳以上の方で、美濃加茂市の施設のほうを御利用されるという予定になっております。財源につきましては、国の国庫支出金が62万4,000円、県支出金が31万2,000円の国庫2分の1、村と県で残りを持つというようなものでございます。

4目老人福祉費、補正額は524万7,000円の増額でございます。説明欄を御覧ください。高齢者等外出支援事業20万1,000円の増額ということで、こちらのほうは会計年度任用職員の通勤費分の増額でございます。

地域包括支援センター運営事業448万6,000円の増額でございます。こちらにつきましては、会計年度任用職員の報酬、給料、手当を増額するもので、先ほど申し上げました介護保険の予算で計上した人件費と、後ほど出てきますがん検診、それから健康増進事業等々の人件費を1か所に集めたということで、今回こちらのほうが増えている状況でございます。

続いて、高齢ドライバー安全対策事業56万円の増額でございます。県からの補助金が増額されましたので、後づけの安全装置等の購入設置補助金を増額するものでございます。県の補助金が7万円予定されております。

2項1目児童福祉総務費、補正額は120万8,000円の増額でございます。子育て支援室運営事業ということで、人事異動に伴います職員、会計年度任用職員の給料、手当、共済費の増減によるものでございます。

次のページをお願いします。

2目認可保育所費、補正額は216万6,000円の増額でございます。みつば保育園の運営費で166万5,000円の増額でございます。職員、会計年度任用職員の制度変更によりまして、給料、手当、扶助費が増減されたものでございます。

次に、新型コロナ保育環境改善等事業50万1,000円の増額でございます。こちらにつきましては、国の保育対策総合支援事業を活用しまして、保育園の保育環境向上を図るものであります。消耗品では、手指消毒液や非接触型体温計を18万7,000円で整備し、備品購入費では空気清浄機等を31万4,000円で整備するものでございます。国庫補助金50万円を充当しております。

次のページをお願いします。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額は579万3,000円の増額でございます。保健衛生総務費一般

で579万3,000円の増額でございます。人事異動に伴います職員、会計年度任用職員の給料、手当、共済費、費用弁償の増減と診療所特別会計運営費繰出金を697万1,000円追加するものであります。

2目予防費36万4,000円の減額でございます。予防接種事業で、前年度の感染症予防事業費等補助金返還金ということで、風疹等の抗体検査の未使用がありましたので、2万9,000円の予算で返還するものでございます。

次のがん検診の12万1,000円の減額と健康増進事業の27万2,000円の減額につきましては、先ほど申し上げましたように、会計年度任用職員の報酬等を地域包括支援センター運営費にまとめたことによります減額でございます。

次のページをお願いします。

6目廃棄物対策費、補正額はゼロ円でございます。説明欄を御覧ください。浄化槽の設置事業の補助金90万円減額しまして、合併処理浄化槽への切替奨励補助金に90万円を追加しまして予算組替えを行うものでございます。

6款1項1目農業委員会費、補正額は495万8,000円の増額でございます。農業委員会の活動費につきましては488万円の増額ということで、人事異動によりまして職員1人が増員されておりますので、給料、手当、共済費の増額と会計年度任用職員の報酬、費用弁償等を増額させていただいております。

次のページをお願いします。

上段でございます。農業者年金管理事業7万8,000円の増額でございます。農業者年金のリーフレットの購入費でございます。

2目農業総務費、補正額は1,050万7,000円の増額でございます。農業総務費で、職員の給料、手当、共済費の増額、会計年度任用職員の費用弁償の増額に加えまして、新世紀工房への貸付金1,000万を予算計上しております。

3目農業振興費190万9,000円の増額でございます。農業振興費各種補助金で、機械化営農対策事業補助金ということで、前回の全協で御説明させていただきましたけれども、日向倉庫の横にトラクター等を洗浄する場所をみのりの郷が造るため、事業費の3分の2を補助するものでございます。

次のページをお願いします。

5目山村振興事業費、補正額は19万3,000円の増額でございます。説明を御覧ください。補助金ということで、味の館加工機械修繕整備補助金ということで、味の館の打栓機と蒸気の配管から蒸気が漏れているので、それを修理する事業に補助するものでございます。補助率は3分の2でございます。

7目農地費、補正額は244万1,000円の増額でございます。農地総務費で、会計年度任用職員の給料、手当、費用弁償の追加と、委託料でため池防災マップ作成委託料34万円、これは県の内示額の増加に伴い、増額させていただくものでございますし、大明神排水路用地分筆登記委託料7万円につきましては、大明神の牧野秀男さん宅前のU字溝等の分を登記するものでございます。特定財源としまして、県の補助金34万円を充当させていただきます。

2項1目林業総務費、補正額は2,000円の増額でございます。職員の共済組合の負担金でございます。

次のページをお願いします。

2目林業振興費、補正額は1,139万7,000円の増額でございます。村有林管理事業では、1,004万7,000円の増額となっております。会計年度任用職員の費用弁償に加えまして、委託料で150万円、公有財産購入費、土地購入費のほうで850万円の予算で、前回の全協でも御説明させていただいておりますけれども、新巢の国有林近くの山で11筆、9人分につきまして、水源林として購入する調査と土地を購入する費用でございます。これにつきましては、国県支出金としまして1,062万1,000円を財源充当しております。

続いて、林業活性化担い手育成事業135万円の増額でございます。新しく1人雇用された会社がありますので、そこに対して補助するものでございます。財源につきましては、森林環境税譲与基金から繰入れを行っております。

続いて、7款1項1目商工振興費、補正額は31万6,000円の増額でございます。商工振興費一般では、人事異動に伴います職員の給与、手当、共済費の増減でございます。

次のページをお願いいたします。

2目地域づくり推進費693万6,000円の増額でございます。集落支援員事業では、手当の減額ということで176万4,000円の減額です。

第三セクター支援事業ということで、株式会社ふるさと企画の貸付金として870万円の予算計上でございます。

8款1項1目土木総務費、補正額は64万1,000円の減額でございます。土木総務費一般で124万1,000円の減額で、人事異動に伴います給料、手当、共済費等の増減でございます。

次のページをお願いします。

公共施設等自主修繕支援事業60万円の増額ということで、自主修繕支援事業補助金として、西洞センターの排水路の修繕への補助を行うものでございます。

2項1目道路橋梁維持費、補正額は1,890万円の増額でございます。説明欄を見ていただきまして、道路橋梁維持事業としまして、小規模の単価契約につきましては200万円の増額、負担金としまして、県単の県道改良から舗装・橋梁整備事業の負担金としまして、県事業費の10%を予算計上して500万円の予算計上をさせていただきます。

緊急自然災害防止対策事業につきましては、1,190万円の増額でございます。馬屋洞線の落石対策ということで、前回の全協で事業内容を説明させていただいております。これにつきましては、地方債を1,100万円充当させていただきます。

次のページをお願いいたします。

9款1項1目非常備消防費、補正額は96万4,000円の増額でございます。消防総務費で96万4,000円の増額でございます。消防団の退職報償金ということで、退団する団員が4人ほど増えたために増額するものでございます。

2目消防施設費6万4,000円の増額でございます。消防施設管理費ということで、役場の玄関にありますAEDのパッド、バッテリーの購入費用でございます。こちらのAEDにつきましては日本赤十字社から寄贈されたもので、交換の必要があるので交換させていただくものでございます。

3目災害対策費35万3,000円の増額でございます。災害対策費で、まず避難所設備等修繕料ということで、災害時の特設電話の引込みに関する費用を9万5,000円で設置するものでございます。それと手数料で、防災無線局の検査料ということで、5年に1度、防災無線については検査が必要でありましたが、当初予算で落ちていたので今回予算計上させていただくものでございます。

10款1項2目事務局費、補正額は79万2,000円の増額でございます。教育委員会事務局費で44万5,000円の増額でございます。職員、会計年度任用職員の給料、手当の増減でございます。

次のページをお願いします。

学校保健会費34万7,000円の増額でございます。消耗品で保健用品ということで、ハンドソープ、ビニール手袋、フェースシールド、ペーパータオル、エプロン等の購入費でございます。

2項1目学校管理費、補正額は7万2,000円の増額でございます。小学校管理費一般では4万5,000円の増額ということで、会計年度任用職員の給料、手当の増額部分でございます。

スクールバスの管理費2万7,000円の増額でございます。会計年度任用職員の費用弁償の増額でございます。

次のページをお願いします。

2目教育振興費、補正額は5万2,000円の増額でございます。小学校教育振興費一般ということで、会計年度任用職員の通勤費分の費用弁償を増額するものでございます。

3項2目教育振興費、補正額は6,000円の増額でございます。こちらも同様で、費用弁償を増額するものでございます。

4項2目公民館費、補正額5万円ということで、公民館総務費で図書購入費を5万円増額させていただくものでございます。財源につきましては、指定寄附された5万円を充当しております。

一般会計は以上でございます。

#### ○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

#### ○村民課長（安江修治君）

そうしましたら、議案第36号になります。令和2年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。令和2年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,225万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年6月19日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算と事項別明細書を省略させていただきまして、7ページから説明さ

せていただきます。

## 2. 歳入。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、補正額 3 万円の減額になります。説明のほうを御覧いただきまして、医療給付費分の現年課税分、後期高齢者支援金分の現年課税分、介護納付金分の現年課税分、それぞれで 1 万円ずつ減額になっておりますけれども、いずれも新型コロナウイルス感染症対策によります国・県の補助金の充当がされますので、それによる減額になります。

3 款 1 項 1 目保険給付費等交付金、補正額 2 万 2,000 円の追加になります。説明のほうを御覧いただきまして、特別調整交付金は新型コロナウイルス感染症対策によります、まずは保険税の軽減分で 1 万 2,000 円と、傷病手当金の支給分としまして、これは頭出しになりますけれども 1 万円というところで、財源を追加しております。

5 款 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額 18 万 3,000 円の減額で、こちらは職員給与等の繰入金に戻すものになります。

次のページを御覧ください。

6 款 1 項 1 目繰越金、補正額 23 万 1,000 円の追加になります。こちらのほうは、前年度繰越金であります収支のバランスを取るものでございます。

9 款 2 項 10 目災害等臨時特例補助金、補正額 1 万 8,000 円の追加になります。説明のほうを御覧いただきまして、災害臨時特例補助金は新型コロナウイルス感染症によります保険税軽減分の充当になります。国の補助金になります。

次のページを御覧ください。

## 3. 歳出。

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額 18 万 3,000 円の減額になります。説明のほうを御覧いただきますと、一般管理費の職員給与分の減額になります。

2 款 6 項 1 目傷病手当金、補正額 1 万円の追加になります。説明のほうを御覧いただきますと、傷病手当金は、先ほど申しましたように、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、支払いが発生することがありますので、それによります頭出しの予算として計上させていただいております。財源につきましては、歳入で説明しました特別調整交付金の充当になります。

3 款 1 項 1 目一般被保険者医療給付費分、補正額 16 万円の減額になります。説明のほうを御覧いただきますと、一般被保険者医療給付費分の負担金は、県の納付金の確定によりまして減額になりました。

次のページを御覧ください。

3 款 2 項 1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分になります。補正額 12 万 6,000 円の追加になります。こちらのほうも、一般被保険者後期高齢者支援金等分の負担金の県納付金が確定しましたので、それによります追加になります。

3 款 3 項 1 目介護納付金分につきましては、補正額 26 万 5,000 円の追加になります。こちらのほうも同じく県の交付金の確定によりまして追加となります。

国民健康保険特別会計は、以上になります。

続きまして、議案第37号 令和2年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）。令和2年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ404万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,565万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年6月19日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算と事項別明細書を省略させていただきます。こちらのほうも7ページから説明させていただきます。

## 2. 歳入。

1款1項1目第1号被保険者保険料、補正額1万円の減額になります。説明のほうを御覧いただきまして、これは現年度分の普通徴収保険料になりますけれども、新型コロナウイルス感染症の保険料の軽減分に当たる国からの交付金が充当されますので、その分を減額としております。

3款2項1目調整交付金、補正額1万円の追加になります。先ほど1款で説明しました特別調整交付金は、新型コロナウイルスの感染症に伴いまして財源を見ておりますので、その分を追加いたします。

3目地域支援交付金（総合事業以外の地域支援事業）、補正額79万8,000円の減額になります。説明のほうを御覧いただきまして、地域支援交付金（総合事業以外の地域支援事業）では、地域包括支援センター運営費と生活支援体制整備事業の減額に伴います交付金の補正になります。

6目保険者機能強化推進交付金、補正額3万4,000円の減額になります。説明のほうを御覧いただきまして、保険者機能強化推進交付金も3目と同じように、地域包括支援センター運営費の人員費になりますけれども、それと生活支援体制整備事業の減額に伴います交付金になります。

5款2項2目地域支援交付金（総合事業以外の地域支援事業）、補正額40万円の減額になります。説明のほうを御覧いただきまして、こちら地域支援交付金の（総合事業以外の地域支援事業）では、地域包括支援センターの運営費と生活支援体制整備の減額に伴います県費分の補正になります。

次のページを御覧ください。

6款1項3目地域支援繰入金（総合事業以外の地域支援事業）ということで、これは村単分になりますけれども、補正額39万9,000円の減額になります。説明を御覧いただきまして、同じように地域支援繰入金（総合事業以外の地域支援事業）で、地域包括支援センターの運営費と、それから生活支援体制整備事業の減額によります村負担分の補正になります。

4目事務費繰入金、補正額116万8,000円の減額になります。事務費繰入金では、ここでは認定調査員の費用になりますけれども、人員費を一般会計に一元化したための繰入金の補正になります。

7目事業費繰入金、補正額70万3,000円の減額になります。事務費繰入金は、こちらのほうは地域包括支援センターの運営事業の人員費になりますけれども、一般会計で予算化しましたので、それに伴います繰入金の減額になります。

6款2項2目介護給付費準備基金繰入金、補正額54万4,000円の減額になります。こちらは、各歳入の地域支援事業の減額に伴います収支のバランスを取るものになります。

次のページを御覧ください。

### 3. 歳出。

1款3項2目認定調査等費、補正額116万8,000円の減額になります。説明のほうを御覧いただきますと、報酬、会計年度任用職員報酬の99万円、それから職員手当等の期末手当の22万9,000円の減額は、会計年度任用職員制度に伴いまして、先ほど一般会計で説明したように、介護保険から一般会計へ移るもので、1名分の人件費を減額するものになります。旅費、費用弁償5万1,000円は、会計年度任用職員1名分の追加になります。

5款3項1目地域包括支援センター運営費の補正額228万4,000円の減額になります。説明のほうを御覧いただきますと、こちらのほうも報酬で209万3,000円、職員手当等で19万1,000円の減額は、会計年度任用職員の、先ほど申しました特別会計から一般会計に一元化したということで、ケアマネジャー分の人件費を減額するものでございます。

3目生活支援体制整備事業の補正額59万4,000円の減額になります。説明を御覧いただきまして、委託料の生活支援コーディネーター技術業務委託料も同じように、一般会計のほうに給与を一元化しましたので、それに伴います減額ということになりますけれども、この生活支援コーディネーターにつきましては兼任で業務が可能になりますので、引き続きお願いするというものになります。

介護保険特別会計は、以上になります。

## ○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

## ○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第38号 令和2年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）。令和2年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ421万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億721万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年6月19日提出、東白川村長。

2ページから6ページを省略して、7ページを御覧ください。

### 2. 歳入。

3款1項1目繰越金、補正額421万3,000円の増、前年度繰越金です。収支のバランスを取らせていただきます。

8ページを御覧ください。

### 3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額48万6,000円の増。説明を御覧ください。一般管理費、給料、職員手当等、共済費など、職員の人件費の補正でございます。

使用料徴収費、補正額40万5,000円の増。説明を御覧ください。報酬、給料、職員手当等の会計年度任用職員の人件費の補正でございます。

続いて、3款1項1目施設維持管理費、9ページを御覧ください。施設維持管理費、補正額332万2,000円の増でございます。施設維持管理費、委託料、量水器の取替委託料79万2,000円です。計量法に基づく水道メーターの取替委託料でございます。当初予算に漏れておりました。大変申し訳ありませんが、よろしくお願いをいたします。

工事請負費、施設修繕工事253万円。これについては、大明神浄水場の外構施設が平成4年度の建設以来、経年劣化による老朽化が著しいので、補正をしていただいて修繕工事を行うものでございます。

続いて、下水道でございます。

議案第39号 令和2年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）。令和2年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,528万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年6月19日提出、東白川村長。

これも同じく2ページから6ページを省略し、7ページを御覧ください。

## 2. 歳入。

3款1項1目繰越金、補正額38万2,000円の増。前年度繰越金です。収支のバランスを取らせていただきます。

同じく8ページを御覧ください。

## 3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額38万2,000円の増でございます。一般管理費、給料、職員手当等、共済費、職員の人件費の補正でございます。よろしくお願いたします。

### ○議長（樋口春市君）

国保診療所事務局長 河田孝君。

### ○診療所事務局長（河田 孝君）

議案第40号 令和2年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）。令和2年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ697万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,947万1,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年6月19日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正、5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきまして、7ページの歳入から御説明を申し上げます。

## 2. 歳入。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額697万1,000円の増額。一般会計運営費繰入金、運営費分でございます。収支のバランスを取るための増額でございます。

次に、8ページですが、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額359万7,000円の増額。総務一般管理事業の人件費では、再任用職員1名分の人件費として、一般職員給、それから職員手当の増額でございます。

次に、12節委託料でございますが、浄化槽の清掃委託料が不足するために増額16万5,000円でございます。

次に、2款1項1目一般管理費でございますが、補正額329万7,000円の増額。これにつきましては、医業一般管理事業の人件費に伴うもので、今年度、介護職員1名を採用したこと、派遣医師の交代、理学療法士退職に伴う村内在住の理学療法士採用等によるもので、給料は一般職員給、会計年度職員を合わせて288万9,000円の増額、手当は扶養手当12万円の減額、期末手当が13万3,000円の減額、勤勉手当が19万4,000円の増額、通勤手当11万8,000円の減額、住居手当32万4,000円の減額、児童・子ども手当が15万円の減額、退職手当組合負担金2万4,000円の増額、共済費43万8,000円の増額、旅費につきましては、会計年度任用職員通勤分の費用弁償59万7,000円の増額でございます。

次に、2款1項2目医療管理費でございますが、補正額7万7,000円の増額。12節の委託料につきましては、医事コンピュータシステム保守料2万6,000円の増額でございます。

それから、17節備品購入費5万1,000円の増額。これにつきましては、利用者様のたんの吸引を行う吸引器を老健施設に購入するものでございます。以上でございます。

### ○議長（樋口春市君）

村民課長 安江修治君。

### ○村民課長（安江修治君）

議案第41号 令和2年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。令和2年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,498万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年6月19日提出、東白川村長。

2ページから6ページまでを省略させていただきます、7ページから説明させていただきます。

## 2. 歳入。

3款1項1目保健事業費委託金、補正額18万7,000円の追加になります。説明のほうを御覧いただきますと、保健事業費委託金（一体化事業）は、岐阜県後期高齢者医療広域連合に委託を受けまして、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施するために、新たに追加をお願いするものになります。

次のページを御覧ください。

### 3. 歳出。

3款1項1目健康診査費、補正額18万7,000円の追加をお願いするものになります。説明のほうを御覧いただきますと、後期高齢者医療保健事業（一体化事業）が、旅費3万1,000円、需用費6万7,000円、役務費1万4,000円、委託料7万5,000円の追加となります。この内容としましては、先ほど申しました高齢者の保健事業と介護予防事業の連携を図りまして、その対象となる高齢者には専門スタッフによります継続的な支援と重症化予防に取り組むために、県の後期高齢者医療広域連合の委託を受けまして保健事業を実施していくものになります。

後期高齢者医療特別会計は、以上になります。

#### ○議長（樋口春市君）

ここで暫時休憩を行います。40分より会議を再開いたします。

午後2時30分 休憩

---

午後2時40分 再開

#### ○議長（樋口春市君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道君。

#### ○5番（今井美道君）

議案第35号の一般会計の補正予算について質問をさせていただきます。

24ページ、6款1項2目、全協で説明を受けておりますが、この新世紀工房貸付金、これと27ページ、7款1項2目、こちらは第三セクター支援事業として、事業として出ているわけなんですけれども、内容であるとか、その必要性については全協で説明を受けておりますので、この辺りは説明は結構ですし、今回貸付金ということで、今までであれば、資金投入のときはこういった形では恐らくなかったかなと思うんですが、この辺り貸付金にされたということで、逆に言えば、返さないかんぐらいの勢いで事業を起こしていただくという村長の意気込みと捉えて、英断かなと思いますが、この辺りについてもう一度お伺いしたいと思います。

#### ○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

#### ○村長（今井俊郎君）

御質問にあったとおりで、貸付金にしましたのは、ある程度の流動性も持ちたいと。資本投入の資本金出資ですとか、あるいは運営補助金ということになると、当然ながら村のほうへ返すという手だてがなくなるわけなんですけど、貸付金で処理をして、新世紀工房については、今後の売行き

というか売上げ次第で、これだけ要るかどうかというのは、運転資金を見ながらやっていきますので、持続化給付金も取るつもりでございますし、一遍に出すんじゃなくて、契約としてはこれだけの枠を取っておって、段階的に請求して支出していくというような措置をしていきたいと思えます。

ただ、新世紀工房は360万円の資本金の有限会社、300万円が村ということで、大きい商いをやっている割には資本金が弱いもんですから、いろいろの判断は必要になってきますけれども、将来この貸付金を村の出資金に振り替えて株式の増資というふうにすることもできるということですが、登記手続ですとか、資本金が増えると税金が増えるとかいろいろなことの研究をして、取りあえずは貸付金でいきたいということでございます。

それから、ふるさと企画についても、資本金は十分あるんですが、現在は実は資本金を全部マイナスにしてしまっておりまして、現実には資本金というものが残っていないということの状況ですので、増資も考えたんですけど、先ほどと同じ理由で、ここは、先ほど一般質問の答弁にも答えたように、精力的にいろんな検討をやって、経営形態、あるいはどういう施設をどう使っていくか、こういったことまで判断をしながらの動きになってまいりますので、取りあえず資金繰りを計算しまして、9月、前期までの資金手当てということで、この870万を見ております。経営をどう変えるかによっては次の一手を打たなきゃいけないので、そのときはまた議会にもしっかりと御相談を申し上げて、経営再建計画というのもお示しをして、それはやってもいいかどうかというところの判断を頂いて執行していくということになります。

新世紀工房については、こちらにも実はいろんな手を打って、エネテックさんとの提携ですとか、食品加工部門の職員を農協さんへ出すとかいろいろやってきた上でのコロナショックということでございまして、今後、お茶の売上げ等が回復してくれば立ち直れますけど、その辺が、第2波、第3波となったようなことも想像はしておかなきゃいけないし、それから何よりも社長を村長が兼ねて2年目になるわけですけど、現場をしっかりと管理できる者が今いなくなっているんで、参事に少し労力を使っただいて、週に1回、2回と現場へ入っただいて職員の教育から進めていきたいというようなことも既に着手をしておるところでございます。そうしないと、管理体制もしっかり取れないし、これだけの貸付金を貸した事業体がほったらかしというわけには当然いけませんので、しっかりと、行政の管理下というのはちょっと語弊がありますが、第三セクターとしての使命を負いながら、この資金がしっかりと有効に使われるように管理をしていきたいと思っております。

**○議長（樋口春市君）**

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 今井美和君。

**○4番（今井美和君）**

一般会計の21ページのところの説明のところの一番下、新型コロナと括弧してあって、保育園環境改善事業として備品購入で、ここに空気清浄機と書いてあるのですが、この空気清浄機の31万4,000円、何台買われるかということと、新型コロナと書いてあるんですけど、今現在、空気清浄

機で新型コロナウイルスを除去するものは、アルコール以外ないんですが、空気を回すという意味で、この補助が出ていると思うんですけども、どういうおつもりでこれを買われるのかということと、もう一つ、空気清浄機の機能の中に、本体だけでは機能しませんので、フィルター、1か月に1回交換のもの、2か月に1回交換のもの、6か月に1回交換のものがあるんですが、そのフィルターというものはこういった状態で今後買われていくのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

お答えします。

今回、買わせていただきます空気清浄機につきましては、プラズマクラスター空気清浄機というもので、現在、年小、年中、年長の部屋に1台ずつ置いてあります。現在置いていない未満児室と、それから遊戯室がちょっと広いので、そこへ2台、それから先ほど言いました未満児室に1台、3機を購入する予定にしております。

このプラズマクラスター空気清浄機につきましては、加湿器の機能を有した空気清浄機で、浮遊ウイルスの作用を抑制するという機能を持っているものでございまして、この機能で今回の対象になるかということをお聞きして、対象になるということで購入させていただくものでございまして、よろしくお聞きしたいということと、それからフィルターにつきましては、大体1枚2,600円ぐらいのことですので、消耗品で今後購入していくということで対応していきたいなと思っておりますので、よろしくお聞きします。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

一般会計の29ページ、1項の消防費のところ、3の災害対策費ですけども、災害対策費、防災無線ですとか設備修繕費用が上がっておりますけれども、これに一昔前の予算でありますと、Jアラートが近年ちょっとまた怪しい状況になっていきますけど、これの整備も入っているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

今回の編成につきましては、Jアラート点検については入っておらんとは記憶しておりますけれども、JアラートはJアラートで別で点検をしておりますので、何かあった場合に鳴らないということはありませんし、先般も確認させていただいておりますので、落ちのないようにやらせていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計の14ページのところで説明を受けました行政情報化推進費の説明にありましたところなんですけど、これもよく補正で出てくるパターンで、当初予算から落ちておりましたということで、金額もこの場合300万近いという金額で結構大きいわけなんですけど、これ実は村長にちょっとだけ伺いたいことがありまして、こういう補正を認めるときに。

当初予算の場合、大きな枠の中で、例えば落ちがあったということは、その担当の予算に余裕ができますよね、その落ちがあった分だけ。それが後々、こうやって年度が始まった後に落ちがありましたという、結局、その担当のところには余分にほかにも使えるお金があったとみなして認めているのか、こういうのは積み上げとして、これがあるがなかろうが、当初予算のときには何の影響もなく当事者へちゃんときちんとした予算が与えられているのか、その感覚だけ一旦伺っておかないと、こういう落ちがありましたという補正が毎回のように出てくることで、村民に対しての不利益があつたりしないだろうかという懸念を感じましたので、この辺、多分これは村長に伺うべき案件だと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

予算をつくるときは枠配分でやっておるということは、御承知をしておっていただくと思います。そういったときに隠しておくとか落としておいて後で補正でとか、そういう悪意は一切ない、全く過失で、後から請求書が来たとかいろんな形で、こういう形でたまたま御迷惑をおかけするわけですが、当初予算はいずれも、今年の令和2年度の予算についても、各課とも、あとこれだけカットしてくれというような形で、何とか歳入と歳出のバランスを取った、しかも今年度は2億円の財調の繰入金をやって、やっと予算を組んでおるという状況ですので、落ちておったのは非常に申し訳ないと思うわけですが、このことによって余分なことをやっておるか、ほかの予算に回しておるか、そういうことは一切ございませんので、お願ひします。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

一般会計29ページの説明欄、真ん中なんですけれども、先ほど説明がありましたAEDのことについてお聞きしたいんですけれども、パッドとバッテリーを替えるということなんですけど、これと

いうのは村が管理していて、バッテリーやパッドがいつになったら交換日というのは、もう理解しているのか、この補正で上がってきたということは、気がついてここに上げてきたのか、村がこうやって気にしていきやいけない部分というのはどれぐらいあるのか、教えてください。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

一般質問でもお答えさせていただきました内容になりますけれども、購入したものと寄贈いただいたものにつきましては、消耗品等の交換の必要があると理解しております。リース品につきましては、パッドの交換とかバッテリーの交換もリース費用の中で賄われるということで心配ないんですけれども、今回気づきましたのは、御質問もありましたので、全体を整理した中で、役場の玄関にある日赤から寄贈していただいた分について期限が切れるということが分かりましたので、予算計上させていただいて対応させていただこうということで、今回、予算計上させていただきましたので、お願いいたします。ほかにつきましては、まだ期限が来ておりませんので、大丈夫だと思います。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

一般会計14ページになります。今回、コロナ禍ということで、第一弾のコロナ対策の早急な対応を村長にさせていただきまして、東白川村もあれでしたけれども、今度、第二弾というかそういったことで、ここに予算計上されているもので、財源についてなんですけれども、国のコロナ対策費用で出てくるものと一般財源、この比率が私は違うと思うんですが、この辺の予算、財源のほうの立て方についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（樋口春市君）

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

今回の交付金の財源の充当のものに関しましては、それぞれの事業につきまして、およその利用率を、これぐらい利用されるであろうということを計算しまして、それに対して充当させていただいておるような案件もございます。

例えばでございますが、ふるさと便事業、村人会の方に村の特産品を送ったような事業につきましては、全体の7割ぐらいは利用されるけど、学生さんの利用率が多分少ないので、その分を見越しまして131万1,000円の事業費に対しまして7割の90万円ぐらいが使われるんじゃないかということとで財源充当しまして、残りを一般会計ということで計算させていただいております。

あと、高いところではコロナお食事券事業につきましては602万2,000円の予算計上でございます

が、これについては多分8割ぐらい利用していただけるのではないかと、480万円の予算計上をさせていただいておるといような状況でございます。これにつきましては、交付金につきまして有効活用ということで低めに財源充当させていただきまして、最終的には年度終わりのところで事業費が下がったときに交付金のほうでほぼ充当できればありがたいというふうで、今、予算計上させていただいております。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第3号）から議案第41号 令和2年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号 令和2年度東白川村一般会計補正予算（第3号）から議案第41号 令和2年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7件は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第42号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第20、議案第42号 財産の取得についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第42号 財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。令和2年6月19日提出、東白川村長。

記1. 財産の名称・数量並びに設置場所、名称、小型ポンプ付積載車、数量、1台、設置場所、東白川村神土神付地内、第2部第4班でございます。2. 取得の目的、小型ポンプ付積載車の老朽化に伴う更新取得。3. 取得の方法、指名競争入札。4. 取得予定価格、1,107万7,000円。5. 購

入先、岐阜市金園3丁目25番地、株式会社ウスイ消防。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第42号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

◎同意第10号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第21、同意第10号 東白川村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

同意第10号 東白川村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について。東白川村農業委員会委員の任命につき、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等及び準ずる者としたいので、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項の規定により、議会の同意を求める。令和2年6月19日提出、東白川村長。

提案理由でございます。

別冊説明資料の最後のページを御覧いただきたいと思っております。

東白川村農業委員会委員に占める認定農業者等及び準ずる者の割合を本則では過半数とされており、本村の定数は14人ですので7人となります。地域事情等を考慮し、過半数を占めることを要しない場合において農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項を適用するため、議会の同意を求めるものでございます。本村における4分の1の数は3.5となります。したがって、3.5人以

上の4としたいので、御同意をお願いします。

具体的には、今回が新制度に移行して最初の現在の委員の任期が7月19日をもって満了となることから、農業委員会等に関する法律第9条の規定により、4月13日から5月12日まで候補者の推薦及び募集を実施いたしました。その結果、定員数と同数の14名の応募がございましたが、応募者は同法が規定する原則委員の過半数を認定農業者とする規定を満たしていないため、同法第8条第5項ただし書に規定する例外規定を適用する必要があるため、議会の同意をお願いするものでございます。

説明資料の1ページ目、同意候補者名簿を御覧ください。

認定農業者は、7番の安江敏治氏と11番の田口昌克氏の2名、準ずる者につきましては、1番の田口安範氏と9番の桂川孝枝氏の2人でございます。準ずる者の田口安範氏は、国・地方の計画に位置づけられた農業者に当たり、現在、協定集落代表者会の副会長でございます。また、桂川孝枝氏は、認定農業者の親族に当たります。その結果、条例定数14人の4分の1以上で合計4人となります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第10号 東白川村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第10号 東白川村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意については、これに同意することに決定しました。

---

◎同意第11号から同意第24号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第22、同意第11号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、日程第35、同意第24号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの14件を一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

#### ○村長（今井俊郎君）

同意第11号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、以下、同意第23号までの13件までにつきまして、私から御説明を申し上げます。

東白川村農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会法等の改正を含む農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成27年9月4日に公布）が平成28年4月1日から施行されたことに伴いまして、農業委員の選任方法が公選制から村長の選任制に変更となり3年の任期を満了することから、改めて応募のありました委員を御推薦申し上げ、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づきまして、任命について議会の同意を求めるものでございます。

提案理由については、農業委員会委員の任期満了に伴い、新委員に任命をするものでございます。それでは、議案書のほうをお願いしたいと思います。

同意第11号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和2年6月19日提出。

記、氏名、田口安範、生年月日、昭和36年〇月〇日生まれ、住所、東白川村神土〇〇番地。

以下の案件につきましては、本文の朗読を省略して、氏名、生年月日、住所を読み上げます。任期については同じですので、朗読を省略させていただきます。その後で一人ずつの提案理由を説明申し上げます。

同意第12号、記、氏名、安江義文、生年月日、昭和35年〇月〇日生まれ、住所、東白川村神土〇〇番地。

同意第13号、氏名、村雲光好、生年月日、昭和19年〇月〇日生まれ、住所、東白川村神土〇〇番地。

同意第14号、氏名、中島甲子生、生年月日、昭和31年〇月〇日生まれ、住所、東白川村神土〇〇番地。

同意第15号、氏名、松岡安幸、生年月日、昭和30年〇月〇日生まれ、住所、東白川村越原〇〇番地〇。

同意第16号、氏名、村雲芳明、生年月日、昭和23年〇月〇日生まれ、住所、東白川村越原〇〇番地。

同意第17号、氏名、安江敏治、生年月日、昭和33年〇月〇日生まれ、住所、東白川村越原〇〇番地〇。

同意第18号、氏名、今井一孝、生年月日、昭和27年〇月〇日生まれ、住所、東白川村越原〇〇番

地。

同意第19号、氏名、桂川孝枝、生年月日、昭和37年〇月〇日生まれ、住所、東白川村越原〇〇番地〇。

同意第20号、氏名、安江裕尚、生年月日、昭和28年〇月〇日生まれ、住所、東白川村越原〇〇番地。

同意第21号、氏名、田口昌克、生年月日、昭和36年〇月〇日生まれ、住所、東白川村五加〇〇番地。

同意第22号、氏名、小池毅、生年月日、昭和31年〇月〇日生まれ、住所、東白川村五加〇〇番地〇の〇。

同意第23号、氏名、今井章子、生年月日、昭和27年〇月〇日生まれ、住所、東白川村五加〇〇番地〇。

それぞれの提案理由でございますが、同意第11号の田口安範氏は、神土平にお住まいで、現在58歳、農業委員会の現職であります。村の計画に位置づけられた中心的な役割を果たすと見込まれるものでございます。人・農地プランに位置づけられた協定集落代表者会の役員、現副代表でございます。

同意第12号の安江義文氏は、神土親田にお住まいで、現在60歳、新任委員として推薦をするものであります。

同意第13号の村雲光好氏は、神土の加舎尾にお住まいで、76歳、現職であります。お茶を中心に農業を営んでおられます。

同意第14号の中島甲子生氏は西洞にお住まいで、現在63歳、農業委員の現職であります。西洞集落営農組合の副組合長でございます。

同意第15号の松岡安幸氏は、越原陰地にお住まいで、64歳、新任委員となります。平成19年度から22年度までの4年間、農業委員会の事務局長の職歴がございます。

同意第16号の村雲芳明氏は越原日向にお住まいで、現在71歳、農業委員の現職であります。

同意第17号の安江敏治氏は、同じく越原日向にお住まいで、現在62歳、農業委員の現職であります。めぐみの農業協同組合の理事をお務めで、認定農業者でございます。

同意第18号の今井一孝氏は、越原黒淵にお住まいで、67歳、新任委員となります。

同意第19号の桂川孝枝氏は、越原大明神にお住まいで、現在57歳、認定農業者の親族であり、新任委員となります。

同意第20号の安江裕尚氏は、越原大明神にお住まいで、現在66歳、新任委員となります。

同意第21号、田口昌克氏は、五加柏本にお住まいで、59歳、新任委員となります。花卉栽培を中心とした認定農業者であります。

同意第22号の小池毅氏は、五加大沢にお住まいで、63歳、新任委員でございます。平成23年度から25年度までの3年間、農業委員会事務局長の職歴がございます。

同意第23号の今井章子氏は、五加大沢にお住まいで、67歳、現在の農業委員の方でございます。

以上13名のうち、認定農業者等は4名で、さきに御決定いただきました委員の4分の1を満たしております。

なお、任期につきましては、先ほど朗読したとおり、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間でございます。

以上、13議案につきまして御同意賜るよう、よろしく願いをいたします。

**○議長（樋口春市君）**

参事 桂川憲生君。

**○参事（桂川憲生君）**

続いて、同意第24号について説明を申し上げます。

同意第24号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和2年6月19日提出、東白川村長。

記、氏名、今井俊郎、生年月日、昭和25年〇月〇日生まれ、住所、東白川村越原〇〇番地〇、任期、令和2年7月20日から令和5年7月19日まで。

今井俊郎氏は、東白川村越原陰地にお住まいで、現在69歳、現在農業委員であります。今回の任命について同意を得るに当たり、改正後の農業委員会等に関する法律第8条第6項において、農業委員会の所掌に属する事項に利害関係のない委員を1名以上確保するように求められており、農業者ではなく中立の立場で職務を執行される委員として推薦がありましたので、今井俊郎氏の任命について同意をお願い申し上げるものでございます。以上です。

**○議長（樋口春市君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから各案件を順次採決します。

初めに、同意第11号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第11号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第12号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第12号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第13号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第13号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第14号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第14号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第15号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第15号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第16号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第16号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第17号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第17号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第18号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第18号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第19号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第19号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第20号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第20号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第21号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第21号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第22号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第22号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第23号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第23号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第24号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第24号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

---

### ◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

#### ○議長（樋口春市君）

日程第36、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

#### ○議会運営委員長（桂川一喜君）

令和2年6月19日、東白川村議会議長 樋口春市様。議会運営委員会委員長 桂川一喜。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

1つ、会期及び会期延長の取扱いについて。2. 会期中における会議日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取扱いについて。5. その他議会運営上必要と認められる事項。6. 議長の諮問事項に関する調査について。

よろしくお願いします。

#### ○議長（樋口春市君）

お諮りします。委員長の申出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま今井俊郎村長から、議案第43号 東白川村常勤の特別職職員の令和2年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第37として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。東白川村常勤の特別職職員の令和2年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第37として議題とすることに決定しました。

---

◎議案第43号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第37、議案第43号 東白川村常勤の特別職職員の令和2年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第43号 東白川村常勤の特別職職員の令和2年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村常勤の特別職職員の令和2年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和2年6月19日提出、東白川村長。

中を御覧いただきたいと思います。

東白川村常勤の特別職職員の令和2年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例。

本則中「100分の206.6」を「100分の195.7」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和2年6月1日から適用する。

今回の改正でございますが、非常勤特別職の期末手当につきましては、もともと5%を条例で決めて実施しておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の発生拡大に伴う深刻な経済状況を踏まえて、令和2年6月の期末手当に限り、さらに5%カットし、合計で10%のカットに改め、新型コロナウイルス感染症対策に資するための改正でございます。よろしく願いいたします。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今回、村長と教育長の英断的なこういう条例の提案なんですけど、ちょっと気になることがあります。例えば今回、一般質問の中でありました教育長が教育関係者、ましてや子供のためにやるべき仕事というのは決して減ったわけではなく、かえって増えているような状態。当然、村長におかれましては、コロナ対策ということで朝から晩まで執務は増えているわけでありまして、ましてや一般職員におかれましては、当然のように大変な思いをされている中で、あえて労働報酬に値する

べきである手当を減額されるというのは、気持ちとしては分からなくてもいいですが、本来でしたら、大変な思いをされて現場に当たっているということは、胸を張って堂々と頑張りましたとおっしゃっててもいいような状態ではないかと思われま。

近隣もしくは県のほかの方の意向を酌みながら、こういう決断をされているのではないかと思いますけれども、お二人の方にお聞きするのか、村長だけでもいいと思いますけれども、決して報酬を下げるのが正しいやり方ではないのではないかということに対して、今の私がこう思うということに関して村長はどう思われたかということ。

それから、もう一個は、この6月から国・県が方向を変えてきているのは、自粛ムードにおける感染防止から、自粛が長引いたことによって経済をもう一度回さなきゃいけないというような方向に来ているときに、自粛ムードをかえってあおるような施策より、本来でしたら受け取った報酬をぜひとも消費のほうに回していただいて、余分に村の中で買物するんだぐらいのアピールするというのも一つの手ではなかったかということも踏まえた上で、御返答だけ頂きたいと思います。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

どどこがやったから、うちも倣ってとか、そういう次元ではなくて、特別交付金1人10万円です、これを請求するかしらないかというところから迷ってはあったところでありま。議員御指摘のように、地元で使えばええだろうということを思って一旦は交付を受けたわけですが、これは一般の職員とは違って特別職の気概でございますので、もちろん地元で一生懸命お金を使わせていただいてもおりますし、このことについては村民の皆さん方に、村長はそのぐらいの気持ちでおってくれるんやとっていただくほうが私としてはよいのではないかという判断でやることであって、決して10%カットされたので仕事を短くするとか、そういうことはございませので、教育長にもお願いをしたところ、快くいいですという御返答を頂いた上での提案でございますので、何とかお認めを頂きたいと思いま。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号 東白川村常勤の特別職職員の令和2年度における期末手当の割合の特例に

関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号 東白川村常勤の特別職職員の令和2年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

#### ○議長（樋口春市君）

本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定により、本定例会は本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第2回東白川村議会定例会を閉会します。

午後3時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員